

# 令和4年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会会議録

令和4年2月25日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午後 5時35分

## ◎出席議員（12名）

1番	渋井由放	2番	中山五男
3番	田島信二	4番	小川洋一
5番	大金清	6番	大金市美
7番	川俣義雅	8番	矢板清枝
9番	平塚英教	10番	益子純恵
11番	阿久津武之	12番	沼田邦彦

## ◎欠席議員（0名）

## ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川俣純子
副組合長	福島泰夫
病院長	宮澤保春
事務局長兼会計管理者兼管理課長兼書記長	深澤昌美
消防長	車和則
事務局次長兼総務課長	小口正一
統括管理監	関口忠司
病院事務長兼医事課長	鈴木高広
病院総務課長	岡誠
保健衛生センター所長兼施設整備室長	熊田則昭
消防本部総務課長	加藤勇
消防本部予防消防課長	川俣寿行

## ◎職務のため出席した者の職氏名

議事係長	石田直人
書記	中村浩子
書記	齋藤晋太郎

## ○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (組合長提出)
- 日程第4 (議案第2号) 南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第5 (議案第3号) 令和3年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)の議決について (組合長提出)
- 日程第6 (議案第4号) 令和3年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更について (組合長提出)
- 日程第7 (発議第1号) 請願等特別委員会の設置について (議長提出)
- 日程第8 (報告第1号) 特別委員会委員の報告について (議長提出)
- 日程第9 (報告第2号) 特別委員会委員長及び副委員長の報告について (議長提出)
- 日程第10 (付託第1号) 請願書の付託について (議長提出)
- 日程第11 請願書等審査結果の報告について (議長提出)
- 日程第12 (議案第5号) 令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について (組合長提出)

日程第 1 3 (議案第 6 号) 令和 4 年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について (組合長提出)

日程第 1 4 (議案第 7 号) 令和 4 年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決について (組合長提出)

日程第 1 5 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[ 午前10時00分開会 ]

---

○議長（沼田邦彦） おはようございます。ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、議会開会にあたり、組合長の挨拶を求めます。

組合長。

○組合長（川俣純子） おはようございます。今回の広域組合の会議にお集まりいただきありがとうございます。

本日はまた、傍聴に多くの方々にご参席いただきありがとうございます。

今回、コロナということで、いろんなことが滞っていたり、あと進むことができなかつたり、皆さんにご迷惑がかかり、ご心配をかけたり、不安に思ったりをさせています。

広域としましては、病院、消防とかも抱えておりますので、対応に追われているところがあります。

今のところ那須南病院では医療逼迫までは迫っておりませんが、対応をさせていただき、十分な治療をさせていただいております。

また、消防のほうの救急隊においては、搬送に全力を尽くさせていただき、誠意を持って対応させていただいているところであります。

なかなか終息が見えませんが、皆様方にもご不安、とてもあると思います。ただ、大きな情報を上げるということも出来ずに、皆さんにまた不安を与えていることも確かです。

ただ、情報源がなかなか来ませんので、皆さんに細かいご報告ができないことは心苦しく思っていますが、暴くことではなく、皆さんで静観していただくことを皆さんに願っています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、今回は衛生センターの説明会をさせていただくことにしまして、1月14・15日と会議を開くことになっておりましたが、説明会がやはりコロナのまん延防止になりましたので、開くことができませんでした。

今回はそのことに関しても、皆さんからご質問やご意見をいただいておりますが、地元の自治会の方々や、そういう方々と協議をさせていただき、どのように進めるかを決めていきたいと思ひますので、その報告は別にさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひ

したいと思います。

本日は7議案ありますので、慎重なご審議をお願いしたいと思います。

私どもも誠意を持って対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で組合長の挨拶が終わりました。

本日の議事日程につきましては、事前配付のとおりでございます。

日程に入る前に、ご連絡がございます。下野新聞烏山支局の手塚支局長から、この議場の写真撮影の申出がございました。

南那須地区広域行政事務組合議会傍聴規則第7条の規定に基づき、議長においてこれを許可いたしますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

これより、議事日程に基づき、議事に入ります。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（沼田邦彦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に7番、川俣義雅議員、8番、矢板清枝議員の2名を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長（沼田邦彦） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第3（議案第1号）南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（沼田邦彦） 日程第3（議案第1号）南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成14年から平成16年にかけて整備された地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく、専門的な知識・経験等を有する人材を常勤の一般職として採用できる任期付職員制度を新たに導入することを目的とし、南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例が昨年開催の11月臨時議会において可決されたことに伴い、現在の再任用制度を含めた職員任用制度全体の適正化を図るため、関係条例の条項の整備を一括して行うものであります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、可決・ご決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小口正一） それでは命により、ただいま上程になりました本条例の制定についてご説明申し上げます。

今般の会計年度任用職員制度の導入に併せ、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、専門的な知識・経験等を有する人材を常勤の一般職として採用できる任期付職員制度を新たに導入することを目的とし、南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例が、昨年11月の組合臨時会において可決されたことに伴い、現在の再任用制度を含めた職員任用制度全体の適正化を図るため、関係条例の条項の整備を一括して執り行うものでございます。

本条例におきましては、全部で7つの条例を改正する条例となっております。

まず、議案書の1ページから2ページにかけまして、第1条として、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正があらうかと思えます。現行の第1条の改定でございますが、これは実施規定の改定でございます。

続きまして第2条でございますが、地方公務員法で定めます休職の事由以外の休職の事由について、追加するものでございます。

続きまして3条、4条でございます。こちらにつきましては、降給の種類及び事由の追加をするものでございます。

続きまして5条でございます。こちらにつきましては、降任、免職、休職及び降給の手続を定めたものでございます。

第6条につきましては、書面の交付について追加規定するものでございます。

それから、3ページをご覧いただきたいと思えます。こちらのほうにつきましては、7条といたしまして、休職の期間を定める規定を明確化したものでございます。

続きまして、復職の規定を9条で追加するものでございます。4ページをご覧いただきたいと思えます。

第10条でございますが、こちらは失職の特例を追加する条項となっております。

続きまして11条でございますが、条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の取扱いについて、規定を追加するものでございます。

基本的に、この一部改正の条例につきましては、栃木県の条例に倣い、改正しているところでございます。

続きまして、議案書4ページ下段をご覧いただきたいと思えます。

第2条、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正でございます。こちらのほうは、職員団体の明確化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして第2条の改正でございますが、本条例の第6条におけます勤務時間条例の改正に伴い、条ずれが生じたことによる所要の改正となっております。

続きまして、5ページをご覧いただきたいと思えます。

第3条でございます。こちらは職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

まず、第2条の改正でございますが、那須烏山市の例に倣い、構造の見直しを図り、再構築を図る規定としてございます。

続きまして、7ページから8ページをご覧いただきたいと思えます。

13条、14条の関係でございますけれども、これは先ほど述べさせていただいた勤務時間条例、本条例の第6条にあたりますけれども、勤務時間条例の改定に伴う条ずれが生じたことによる所要の規定の整備でございます。

続きまして、9ページから10ページにかけてでございます。

こちらに第25条、27条の改定、加えまして第27条の2の追加でございます。

こちらにつきましては、退職者の給与、会計年度任用職員の給与及び費用弁償、臨時的任用職員の給与に関しまして、那須烏山市の例に倣い整理させていただいたものでございます。

続きまして、10ページの下段をご覧いただきたいと思います。こちらは第4条といたしまして、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

11ページをご覧いただきたいと思います。

第2条、第3条の改正でございますが、これは先ほどの職員の給与条例と同様に整理、改正をさせていただいたものでございます。

続きまして、議案書の13ページをご覧いただきたいと思います。

こちらに第19条の改正、第19条の2の追加、第19条の3の追加が、それぞれ任期付職員の給与、会計年度任用職員の給与、臨時的任用職員の給与の取扱いに関しまして、那須烏山市の条例に倣い、所要の改定を行ったものでございます。

続きまして、議案書の14ページをご覧いただきたいと思います。

第5条といたしまして、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらにつきましては、第2条につきましては、育児休業をすることができない職員を明確にするため改正するものであり、国から示された参考条例に倣って、所要の改正をするものでございます。

続きまして、議案書の16ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは第6条の2の追加でございます。こちらにつきましては、任期付職員条例の制定により、同条例に一般任期付職員の給与の取扱いを定めたことに鑑み、育児休業に伴う任期付職員の給与の取扱いについては、任期付職員条例に基づく一般任期付職員の給与の取扱いを準用することを本条の1項として定めること等の所要の改正でございます。

続きまして、ページが飛びますけれども、21ページから22ページにかけて、ご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、第24条及び第25条の追加でございます。

内容といたしましては、国が提唱する働き方改革の内容に基づきまして、第24条につきましては、妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認や、第25条におきましては、勤務環境の整備に関する規定を義務づけるものを定めるものでございます。

内容的には、国から示された通知の内容に基づき、所要の追加改正を行うものでござい



す。

続きまして、22ページの下段をご覧くださいと思います。

第6条といたしまして、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正でございます。

23ページをご覧くださいと思います。

第2条の改正でございますが、こちらは、任期付職員条例の第6条の規定により採用された任期付短時間勤務職員の勤務時間の基準を、育休法第18条第1項の規定により採用された任期付短時間勤務職員と同様とするよう、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、ページ飛びまして26ページをご覧くださいと思います。

こちらに第18条の改正、第19条の改正といたしまして、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等、臨時的任用職員の勤務期間、休暇等につきまして、この条例にかかわらず、その職務の性質等を考慮して組合長が別に定めるところに従い、任命権者が定めるという取扱いをするための所要の改正でございます。

続きまして、27ページから28ページにかけてでございます。

別表1の中の5の項、結婚休暇の取扱いでございますけれども、結婚休暇における「結婚の日」の解釈につきまして、国の運用に基づいて、事実婚の取扱いを含めた規定の整備をさせていただいたものでございます。

28ページをご覧くださいと思います。

こちらは6の2の項でございます。いわゆる不妊治療休暇の取扱いを追加させていただくものでございます。

国において、不妊治療のための特別休暇の新設に伴い人事院規則が改正されたことから、国の例に倣い、所要の改正を行うものでございます。

議案書の29ページをご覧くださいと思います。

10の2の項でございます。いわゆるつわり休暇の取扱いでございます。

28ページに、9の項として妊婦休息・補食休暇、及び29ページの10の項に妊婦通勤緩和休暇といったような具体的な表現のほか、那須烏山市、またはそのほかの多くの自治体におきまして、つわり休暇を特別休暇の1つとして位置づけていることから、追加する規定をしたものでございます。

続きまして、ページ飛びまして32ページの下段から33ページの上段でございます。

こちらのほうは別表第1に続きまして、特別休暇の取得単位を備考において補完するものでございます。

続きまして33ページでございます。こちらにつきましては、別表第2の中の忌引休暇の

日数の精査を行ったもの、及び別表第2の備考に忌引休暇を取得する際の注意事項等を追加表記するものでございます。

続きまして、33ページ中段にございます第7条、職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正でございます。

33ページの下段をご覧いただきたいと思います。

こちらの第2条の改正でございます。基本的にこちらは、人事院規則等の国の運用に倣い、所要の改正を行うものでございます。

34ページをご覧いただきたいと思います。6条に項を追加するものでございますが、こちらにつきましては、地公法第26条の6第3項の規定に基づきまして、所要の改正を行うものでございます。

同じく7条の2、こちらにつきましては、人事院規則の例に倣い、規定の整備を行うものでございます。

続きまして34ページから35ページにかけてでございますが、第8条の改正でございます。

こちらは、任期付職員条例の制定により、同条例に一般任期付職員の給与の取扱いを定めたことに鑑み、配偶者同行休業に伴う任期付職員の給与は、任期付職員条例に基づく一般任期付職員の給与の取扱いを準用することとして定めたものでございます。

以上、7つの条例一部改正の内容を申し上げましたが、最後に、この本条例の施行日は、11月の議会で可決されました任期付職員条例と同一日の令和4年4月1日より施行としたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○4番（小川洋一） いいですか、1点だけ。

○議長（沼田邦彦） 4番、小川議員。

○4番（小川洋一） 7条、3ページなんですけど、休職期間なんですけど、普通は3年以内ということでありまして、「ただし、公務上の傷病による休職の期間は3年を超えて定めることができる」とあります。

これは、上限というのはどの辺まで。3年以上何年まで上限というのはあるのでしょうか。  
1点だけ。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小口正一） ただいまの小川議員のご質問に対してお答えいたします。議員おっしゃるとおり、これは公務上、例えば消防の方が災害現場で従事している最中におけがをなされて長期で入院をされる、そういったことに対して、当然のことですが、3年以上かかるような疾病ということになりますと、その相当期間は、最終的には命令権者が定める期間ということになってございますので、上限というのの特段設けていないのが事実でございます。

以上でございます。

○4番（小川洋一） 了解です。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。ほかにございませんか。

9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） 14ページの育児休業に関する条例の一部改正なんですが、育児休業を取ることができない職員というのがあるんですけども、具体的にはどのような職員が育児休業を取れないというようなことなんですか。説明をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小口正一） ただいまの平塚議員の質問に対してお答え申し上げます。

こちら、議案書の14ページに、それぞれ第2条として掲げさせていただいてございますけども、基本的には、任期付職員というのは育休は取れませんよと。これは14ページの第2条第1号にございます。

第2号につきましては定年に関する条例で、定年後も引き続き勤務する方というのもの、この育児休業を取れないということでございます。

あと第3号につきましては、今回、11月の議会で可決・成立いたしました任期付職員の

条例に対応する短時間勤務の職員につきましても、育児休業の対象とはならないということでございます。

あと、第4号につきましては非常勤職員、これは短時間勤務職員を除きますが、そちら以外の非常勤職員という位置づけになってございます。

それと、15ページに戻りまして、これは国の規定で、簡単に言えば育児休業をする範囲というのが拡大されたというものでございますけれども、現行のほうで、アの（ア）、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上という縛りがなくなったということで、緩和されたということをご理解をいただければなと思っております。

説明は以上でございます。

○9番（平塚英教） 了解。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

2番、中山議員。

○2番（中山五男） 議案第2号から3点ほどお伺いします。今回の条例改正は、7つの条例の中からの一部改正で、大変、私もこれは難解な部分があるんですが、まず1点お伺いします。

今回の改正は那須烏山市の条例に基づいて改正したとありますが、これ以外の条文、これは国とか県に準じた内容になっているのかどうかということです。これが1点です。

あと、4ページの第2条で、組合職員による団体、結局、職員組合の関係が設けられていますが、広域行政の職員組合の中に、現に職員組合のような団体があるのでしょうか。もしあるとすれば、どのような活動をされているのかをお伺いしたいと思います。

それから3点目ですが、前に渡されました説明文の3ページを見ますと、これは一般の職員以外で再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員、様々な形態の職員が広域行政で勤務しているわけなのですが、それぞれの人員と、この勤務体系についてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小口正一） ただいま中山議員のほうからご質問のほう3点お

答え申し上げます。

まず1点目、7つの条例でございますけれども、まず第1条の分限条例につきましては、栃木県の条例に準じて改正したものでございます。第2条の職員団体の条例につきましては、基本的に今回のこの制定条例の中の条ずれが生じたことによる整理条例でございますので、特段、参考とするところはございません。

第3条の給与条例につきましては、那須烏山市の条例に準じ改正させていただいたものでございます。

同じく第4条につきましても同様でございます。

第5条の育休条例につきましては、今般、国より示された参考条例がございましたので、こちらの参考条例に準じ改正させていただいたものでございます。

第6条の勤務時間条例につきましては、これも同じく国より示された参考条例及び市の条例、先ほどの結婚休暇とかつわり休暇とか、そういったものは市の条例に準じ改正させていただいたものでございます。

第7条の配偶者同行条例につきましては、国の人事院規則を主として改正したものでございます。

続きまして、2番目のご質問でございます。職員組合はあるのかないのかということですが、現時点で存在はしてございません。当然のごとく、活動もしていないというような状態でございます。

続きまして3番目、それぞれの人員でございますけれども、再任用職員、これは令和3年の4月1日現在で申し訳ございません、再任用職員につきましてはフルタイム、1日7時間45分勤務の方が7名、短時間勤務、ちょっと細かい、1日6時間とか、ちょっと細かくて申し訳ないのですが、調べてございませんで、短時間の再任用職員は1名。あと任期付職員、昨年4月1日現在には当然ございません。任期付条例は今年の4月1日以降の制度でございますので、今現時点ではおりません。

あと、会計年度任用職員につきましては、フルタイム、7時間45分勤務の方が2名、短時間勤務の方が51名います。

あと、臨時的任用職員につきましては、本組合においては該当はございません。

以上でございます。

○2番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦）　これで質疑を終わります。  
これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
採決いたします。議案第1号 南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦）　異議なしと認めます。よって、議案第1号 南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第4（議案第2号）南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦）　日程第4（議案第2号）南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子）　議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。  
令和3年11月19日に閣議決定された、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基

づき、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員の処遇を改善するための補助事業が、厚生労働省より創設されたところであります。

厚生労働省から示された内容によりますと、各現場で働く地方公務員の処遇改善に必要な費用についても対象となっているところであり、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提とし、収入を1%程度引き上げるための処遇改善措置を実施することとなっております。

それでは、議案第2号をご覧ください。

第2条関係であります。第10号として、看護業務に従事する看護師等の特殊勤務手当を追加するものであります。

第12条関係であります。看護職員の収入の1%程度の処遇改善措置を実施することが必要なことから、国より示された目安額として、同条第2項に、4,000円以内の範囲内で支給することができるよう、所要の改正をするものであります。

なお、施行日につきましては、当該補助事業の要件として、処遇改善措置を令和4年2月から前倒しすることが必須であることから、令和4年2月1日から適用することとなっております。

何とぞ慎重にご審議の上、可決・ご決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

2番、中山議員。

○2番（中山五男） 議案第2号の中から2点ほどお伺いいたします。

今回改正で4,000円の範囲内で支給することができるということですが、この支給額については、看護職員の給与額によって支給額を変えるのか、それとも一律なのかについてお伺いします。

あと2点目なのですが、最近、救急車でもコロナウイルス感染者を乗せることもあると思うんですが、そういった消防職員に対する特殊勤務手当について、どのようになっているかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小口正一） それでは、ただいま中山議員からご質問があった件についてご説明申し上げます。

まず、今回上程されてございます特殊勤務手当の月額4,000円の範囲内としての考え方でございます。

こちらにつきましては、勤務時間によって支給が変わるということでご理解いただければと思います。分かりやすく言いますと、1日7時間45分勤務の方々は月額4,000円。仮に1日6時間勤務、先ほど言った短時間勤務も含めてですけれども、短時間勤務する方につきましては、例えば1日6時間勤務の方ですと4,000円掛ける7.75分の6で算出された額を支給するということになります。

続きまして、救急車に従事する消防職員の特殊勤務手当でございますが、2点ほどございます。

1点目は、救急業務に従事する職員、救急車に乗って業務をする方でございます。こちらのほうの特殊勤務手当として、救急救命士が同行した場合には、従事1回につき350円、救急救命士以外の職員の場合ですと従事1回につき250円が特殊勤務手当として支給されます。

加えまして、2つ目といたしましては防疫等作業手当、先ほどのコロナの件でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の患者、またはその疑いが強い者を緊急搬送したときにつきましては、勤務1回につき4,000円の支給がなされるものでございます。

以上でございます。

○2番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕



○議長（沼田邦彦） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決いたします。議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第5（議案第3号）令和3年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決について

◎日程第6（議案第4号）令和3年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更について

○議長（沼田邦彦） 日程第5（議案第3号）令和3年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決について、及び日程第6（議案第4号）令和3年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更についての2議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま一括上程となりました、議案第3号 令和3年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決について、並びに議案第4号 令和3年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第3号につきまして、概要を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出をそれぞれ1,488万1,000円を増額し、予算総額を2億6,378万6,000円とするものであります。

歳入歳出につきまして、主なものの説明を申し上げます。

まず、歳入につきまして、分担金及び負担金において、地方交付税算入額の確定により435万3,000円の減額。繰越金において、前年度繰越金の確定により1,926万1,000円を増額するものであります。

次に歳出ですが、総務費は、人件費の精査及び財政調整基金への積立てにより2,548万2,000円を増額するものであります。

衛生費においては、人件費のほか、し尿処理費やごみ処理費、一般廃棄物処理施設整備費の精査により171万7,000円を減額するものであります。

消防費においては、人件費の精査、消防総務費負担金の確定により888万4,000円を減額するものであります。

次に、議案第4号、負担金の額及び負担の方法の変更につきまして、概要を申し上げます。

負担金の額及び負担の方法の変更につきましては、議案第3号でご説明しましたように、地方交付税算入額の確定に伴い、負担金の額及び負担の方法の変更をするもので、組合の規約第13条第2項の規定により、議決をお願いするものであります。

以上、議案第3号並びに議案第4号につきまして概要を説明したところでありますが、詳細につきましては管理課長から説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、可決・ご決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 管理課長。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長兼書記長（深澤昌美） それでは、議案第3号並びに議案第4号について説明申し上げます。

初めに議案第3号、令和3年度一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算は、人件費の精査や地方交付税算入額の確定のほか、年度末を迎え、各種事務事業の確定や見込みがついたものなど、最終的な調整を行い編成したものでございます。

補正予算書第2号の2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正は、歳入歳出それぞれ1,488万1,000円を増額し、予算総額を22億6,378万6,000円とするものです。

続いて、事項別明細書に従って説明しますので、4ページをご覧ください。

歳入から説明いたします。

1款分担金及び負担金は、那須烏山市に算入されます地方交付税の広域行政分が確定したことから補正するもので、1項2目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金は、病院費負担

金で289万2,000円を減額し、斎場費負担金で10万1,000円を増額するものです。

2節清掃費負担金は、し尿処理費負担金で11万6,000円を増額し、ごみ処理費負担金で180万8,000円を減額するものです。

3目消防費負担金は、13万円を増額するものです。

5款財産収入、1項2目利子及び配当金は、財政調整基金など4つの基金の利子収入で、利息の確定により2万7,000円を減額するものです。

8款繰越金は、前年度繰越金の確定により1,926万1,000円を増額するものです。

続きまして、歳出について説明いたします。5ページをご覧ください。

2款総務費、1項1目一般管理費は、人事異動及び人事院勧告に準じた給与改定による人件費の精査で425万円を減額するものです。

2目財政管理費は、財政調整基金への積立金2,973万2,000円を増額するものです。

3款衛生費、1項1目保健衛生総務費は、病院事業整備基金の利息確定により、積立金3,000円を減額するものです。

2項1目清掃総務費は、人件費の精査及び保健衛生センター施設整備基金の積立金などで356万3,000円を増額するものです。

2目し尿処理費は、事業費の精査により700万円を増額するものです。

6ページをご覧ください。

3目ごみ処理費は、人件費の精査及び需用費において今後見込まれる需要費の追加などで318万円を増額するものです。

4目一般廃棄物処理施設整備費は、人件費の精査及び施設整備基金の利息確定により45万7,000円を減額するものです。

5目敦賀市民間最終処分場対策費は、委託料の確定に伴い100万円を減額するものです。

4款消防費、1項1目消防総務費は、人件費の精査及び栃木北東地区消防通信指令事務協議会負担金の確定により888万4,000円を減額するものです。

8ページをご覧ください。8ページから11ページは給与費明細書となっております。

以上で、議案第3号、令和3年度一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして議案第4号、令和3年度負担金の額及び負担の方法の変更について説明いたします。

今回の変更は、議案第3号で説明申し上げました、那須烏山市に算入されます地方交付税

の広域行政分が確定したことに伴うものです。

那須烏山市の負担額が435万3,000円減額の14億2,374万円となり、負担金の総額が21億2,842万9,000円とするものです。

以上で、議案第3号、議案第4号の説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（沼田邦彦） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。なお、質疑にあたっては議案名及びページ数をお示しください。質疑はございませんか。

9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） 地方交付税の確定、またさらにいろいろな事業費の確定に伴うというようなことだと思うんですが、5ページの一番下、し尿処理費の700万円の減額、これは需用費となっておりますけども、具体的にはどういうものの減額というふうに見たらよいでしょうか。

さらに、今回の地方交付税の減額が確定したためとなっておりますが、具体的にどのようなものが、最初に見積もったものと違って、簡単に言えば認められなかったのか、その辺のほうは精査されているのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） それでは、今、平塚議員のほうからご質問がありました保健衛生センターし尿処理経費に係る部分についてご説明差し上げます。

こちらの減額につきましては、薬品単価の変動、使用量の減ということになっております。

○議長（沼田邦彦） 管理課長。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長兼書記長（深澤昌美） 交付税の件ですが、交付税のどの部分ということではございませんで、これは毎年10月に交付税の確定がございます。毎年毎年、基準単価とか補正係数があるときに決定されてきて、当初予算のときは概算で計算しておりますが、その時の決定額によって増減があるということで、今回決定がなされて減額されたということです。

以上です。

○9番（平塚英教） はい。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。ほかにございせんか。

2番、中山議員。

○2番（中山五男） 1点だけお伺いいたします。5ページの2款総務費中の財政調整基金、今回2,973万2,000円を積み立てるということになっていますが、この財政調整基金を、2年度末の決算で既に9,189万円ほどありますね。それに当初予算で、まあ僅かですが1万7,000円ほど積み立てる。それを含めると、1億2,100万円にもなるんです。この基金がですよ。

私は本来、この財政調整基金ではなく、差し迫っている病院の整備のための基金に回すとか、衛生センターの整備、また一般廃棄物の処理施設の整備基金、それらに入れるべきではないかなと思うのですが、なぜこの、それをしたのか、この財政調整基金に入れたのか、その理由についてお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 管理課長。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長兼書記長（深澤昌美） 基金の積立てについては、例年、最終補正において剰余金を積み立ててございます。衛生費の剰余金については施設整備費のほうの基金に積む、病院会計については病院の基金に積むというルールがありまして、この一般会計の一般部分については財政調整基金に積むというルールになっておりまして、ただ、例年ですと1,000万円から1,500万円程度の財調の積立てというのが通常だったのですが、今年は2,973万2,000円と、ちょっと高額になっています。

この理由につきましては、前年度繰越金が多かったことと、新型コロナウイルスによって各種事業が中止になったり、旅費が使えなかったということと、人件費の精査、若干退職職員なんかもいましたので、そういうことで執行残が多額に発生したことにより、今回、多額の積立てとなったところです。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 2番、中山議員。

○2番(中山五男) 今、一応了解をしました。ただ、病院の整備基金、今3,300万円ほどしかないんですね。ここに今回の財政調整基金、3,000万円ほど入れることにしましたが、これをここに入れるということは、ルール上絶対にできないことなのかどうかについて、再度お伺いします。

○議長(沼田邦彦) 管理課長。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長兼書記長(深澤昌美) 絶対にできないということはないのですが、市町の担当と、これまでのルールということで処理させていただきましたので、今後、病院のほうの大規模改修等が考えられますので、今後は、病院の基金の積み増しについても市町と検討していければなと思っています。

以上です。

○議長(沼田邦彦) 2番、中山議員。

○2番(中山五男) 繰り返しますが、1億2,162万2,000円になるんじゃないかと思います、今回の積立てで。

これほどの財政調整基金をここに積んでおいて、具体的に何に活用する考えなんですか。

○議長(沼田邦彦) 管理課長。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長兼書記長(深澤昌美) 私どもも、この財政調整基金は、南那須広域の規模から申しますと5,000万円から1億円程度保有しているのが、財政規模からいえばよろしいのかなという観点で、ちょっと1億1,000万円を超えるということで、若干高額に積み立てているところでもありますので、市町からもご指摘は受けております。

ただ、これは毎年毎年の市町の負担金を平準化する財源としても活用しておりまして、当初予算で3,000万円取り崩すという予定をしておりまして、今後も市町と協議しながら、適正な積立てをしていきたいと考えています。よろしくをお願いします。

○2番(中山五男) もう3回やりましたから。はい。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） これで質疑を終わります。  
討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。

（議案第3号）令和3年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、（議案第3号）令和3年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、（議案第4号）令和3年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、（議案第4号）令和3年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更については、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第7（発議第1号）請願等特別委員会の設置について

○議長（沼田邦彦） 日程第7（発議第1号）請願等特別委員会の設置についてを議題と

いたします。

議事係長に朗読させます。

○議事係長（石田直人） 朗読いたします。

発議第1号、請願等特別委員会の設置について。

南那須地区広域行政事務組合議会特別委員会条例第1条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

令和4年2月25日提出。南那須地区広域行政事務組合議会議長、沼田邦彦。

- 1、委員会の名称。請願等特別委員会。
- 2、設置の目的。請願書等の審査のため。
- 3、設置の期間。設置の日から審査終了まで。
- 4、委員の定数。12名。

以上です。

○議長（沼田邦彦） それでは、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑なしと認めます。質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決いたします。（発議第1号）請願等特別委員会の設置については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、（発議第1号）請願等特別委員会の設置については、原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

【休憩】（午前10時53分）

【再開】（午前11時05分）

---

### ◎日程第8（報告第1号）特別委員会委員の報告について

○議長（沼田邦彦） 再開いたします。日程に入る前にご連絡がございます。

傍聴者から、この議場の写真撮影の申出がございました。

南那須地区広域行政事務組合議会傍聴規則第7条の規定に基づき、議長においてこれを許可いたしますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

日程第8（報告第1号）特別委員会の報告についてを議題といたします。

議事係長に朗読させます。

○議事係長（石田直人） 朗読いたします。

報告第1号、特別委員会委員の報告について。

南那須地区広域行政事務組合議会特別委員会条例第2条の規定により、請願等特別委員会委員の選任をしたので、次のとおり報告する。

令和4年2月25日提出。南那須地区広域行政事務組合議会議長、沼田邦彦。

請願等特別委員会委員12人ということで、全員が委員となりますことをご報告いたします。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 特別委員会委員の選任については、特別委員会条例第2条の規定に基づき、議長が指名することになっております。

よって、ただいま朗読のとおり、請願等特別委員会委員を選任いたしましたことを報告いたします。

---

◎日程第9（報告第2号）特別委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（沼田邦彦） 日程第9（報告第2号）特別委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

請願等特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果を、議事係長に朗読させます。

○議事係長（石田直人） 朗読いたします。

報告第2号、特別委員会委員長及び副委員長の報告について。

請願等特別委員会において、南那須地区広域行政事務組合議会特別委員会条例第3条の規定による委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。

令和4年2月25日提出。南那須地区広域行政事務組合議会議長、沼田邦彦。

請願等特別委員会委員長、小川洋一。副委員長、田島信二。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 特別委員会の委員長及び副委員長の報告については、特別委員会条例第3条第2項の規定に基づき、委員会において互選することとなっております。

ただいま朗読のとおり決定されておりますので、ご報告いたします。

---

◎日程第10（付託第1号）請願書の付託について

○議長（沼田邦彦） 日程第10（付託第1号）請願書の付託についてを議題といたします。

議事係長に朗読させます。

○議事係長（石田直人） 朗読いたします。

付託第1号、請願書の付託について。

南那須地区広域行政事務組合議会会議規則第84条の規定により、令和4年第1回南那須地区広域行政事務組合議会2月定例会において、次のとおり請願書等を付託する。

令和4年2月25日提出。南那須地区広域行政事務組合議会議長、沼田邦彦。

審査期限、休会中に審査し本会議中に報告すること。

付託委員会、請願等特別委員会。

番号、請願書第1号。件名、衛生センターの建設予定地の見直しを含め、再検討していただくことを求める請願について。

備考、岩川流域・広域行政施設設置問題を考える会、代表世話人、滝口清榮。

番号、陳情書第1号。件名、一般廃棄物処理施設建設候補地の見直しを含め、再検討を求める陳情について。

備考、さくら市穂積行政区代表 穂積行政区長 五江渕賢一。

以上です。

○議長（沼田邦彦） この請願書等については、先ほど設置した特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、付託第1号のとおり、請願等特別委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

【休憩】（午前11時08分）

【再開】（午後 1時15分）

---

### ◎日程第11 請願書等審査結果の報告について

○議長（沼田邦彦） 再開いたします。日程第11、請願書等審査結果の報告についてを議題といたします。今回は請願書と陳情書が提出されておりますので、それぞれの審査経過と結果について、請願等特別委員会委員長の小川洋一議員に報告を求めます。

小川洋一委員長。

〔 請願等特別委員会委員長 小川洋一 登壇 〕

○**請願等特別委員会委員長（小川洋一）** 報告いたします。

本会議において請願等特別委員会に付託された請願書第1号「衛生センターの建設予定地の見直しを含め再検討していただくことを求める請願」について、及び陳情書第1号「一般廃棄物処理施設建設候補地の見直しを含め再検討を求める陳情」についての審査の経過と、その結果についてご報告いたします。

まず初めに、請願書第1号については、先ほど開催された請願等特別委員会において、委員全員の出席の下、請願者からの説明を受けながら慎重に審査を行った結果、候補地近辺の土砂災害警戒区域の問題や放流水の水質問題、ごみの減量化の推進に係る施設規模の検討など、さらに検討する必要があると認められ、請願の趣旨は納得できるものであるとの意見により、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情書第1号についても、同じく請願等特別委員会において、委員全員出席の下、慎重に審査を行った結果、現時点では判断材料が不足していることから、さらに慎重な審査が必要であるとの結論に達し、継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、審査結果の報告を終わります。

○**議長（沼田邦彦）** 以上で、請願等特別委員会委員長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑にあたっては、請願書または陳情書をお示しください。  
質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（沼田邦彦）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（沼田邦彦）** 討論なしと認めます。討論を終わります。

採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。

請願書等審査結果の報告のうち、請願書第1号、衛生センターの建設予定地の見直しを含め再検討していただくことを求める請願書の提出について、報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、請願書第1号については、請願等特別委員会委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

続きまして、陳情書第1号、一般廃棄物処理施設建設候補地の見直しを含め再検討を求め  
る陳情について、報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、陳情書第1号については、請願等特別委員会委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

---

◎日程第12（議案第5号）令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算  
の議決について

◎日程第13（議案第6号）令和4年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及  
び負担の方法について

◎日程第14（議案第7号）令和4年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計  
予算の議決について

○議長（沼田邦彦） 日程第12（議案第5号）令和4年度南那須地区広域行政事務組合  
一般会計予算の議決について、及び日程第13（議案第6号）令和4年度南那須地区広域行  
政事務組合負担金の額及び負担の方法について、日程第14（議案第7号）令和4年度南那  
須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決についての3議案は関連がありますので、  
一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま一括上程となりました議案第5号、令和4年度南那須地  
区広域行政事務組合一般会計予算の議決について、及び議案第6号、令和4年度南那須地区  
広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について、並びに議案第7号、令和4年度南那

須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決についての提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第5号につきまして、概要を申し上げます。

昨年度に引き続き、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受けた年になり、来年度以降もいまだ収束の兆しは見え、先行きは不透明な状況であります。

そのような中、令和4年度予算は、厳しい財政状況を再確認し、効率的な予算編成に取り組んだところであります。

令和4年度一般会計予算の総額は、前年度予算と比較いたしまして3,900万円増の、歳入歳出それぞれ22億8,000万円とするものであります。

まず、主な歳入について説明を申し上げます。

初めに、分担金及び負担金は、構成市町からの負担金でありまして、前年度比603万4,000円の減、21億2,674万8,000円とするものであります。

続いて使用料及び手数料が、前年度比10万5,000円増の5,243万7,000円。国庫支出金が前年度比1,470万7,000円増の1,822万7,000円。繰入金は前年度同額の3,000万円。組合債については、前年度からの皆増となる2,890万円とするものであります。

次に、主な歳出について説明を申し上げます。

初めに、衛生費は、病院事業への繰出金のほか、斎場費、し尿処理費、ごみ処理費、一般廃棄物処理施設整備費などで、前年度比5,710万7,000円増の13億2,400万6,000円とするものであります。

続いて消防費であります。高規格救急自動車の更新などで、前年度比1,399万8,000円増の8億393万円とするものであります。

以上が歳出の主なものでありますが、歳出全般にわたりまして、経常経費の削減に努めたところであります。

続いて、議案第6号につきまして、概要を申し上げます。

令和4年度の構成市町の負担金の額及び負担の方法について、組合同約第13条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

引き続きまして、議案第7号、令和4年度病院事業会計予算につきまして、概要を申し上げます。

自治体病院は、その地域に不足しています医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関との連携を図りながら、公平・公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持、増進を図り、地域の発展に貢献することを使命としております。

このため、那須南病院においても、救急医療の確保、高度医療の推進、へき地巡回診療、及び新型コロナウイルス等の感染症対策に積極的に取り組み、地域住民が安心して医療を受けられる環境整備、並びに効率的な病院運営に日夜努めているところであります。

そのような中、令和4年度の予算でございますが、予算第2条に定めます業務の予定量は、年間患者数を入院で4万8,180人、外来で7万5,240人と見込み、その確保に全力を傾けてまいります。

次に、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の予定額は、病院事業収益、病院事業費用それぞれ29億9,200万円とするものであり、前年度より1.6ポイント上がり4,800万円の増となっております。

また、予算第4条に定めます資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入を2億3,417万6,000円、資本的支出を3億4,477万2,000円とし、収支不足額の1億1,059万6,000円につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上、議案第7号における概略を説明申し上げましたが、那須南病院は本地域唯一の二次救急医療を担う病院群輪番制病院であり、今後も本地域に欠くことのできない病院であります。

また、那須南病院は、平成2年の開院からおよそ32年がたち、建物の施設設備の老朽化が進んでおります。

将来に向け持続可能な医療を提供するためには、病院の大規模改修なども見据えた検討を進めていく必要がありますことを十分にご理解いただき、引き続きご支援のほどよろしくお願いいたします。

以上、議案第5号及び議案第6号、並びに議案第7号につきまして概要を説明したところでありますが、詳細につきましては、管理課長並びに病院総務課長より説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、可決・ご決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 管理課長。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長兼書記長（深澤昌美） それでは、議案第5号並びに議案第6号について説明申し上げます。

初めに議案第5号、令和4年度一般会計予算について説明いたします。予算書の5ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

令和4年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億8,000万円となり、前年

度比3,900万円の増額とするものです。

4ページにお戻り願います。

第2表、債務負担行為については、保健衛生センターの新施設整備計画に伴うもので、令和4年度から令和5年度の2か年事業で実施予定の一般廃棄物処理施設整備基本計画策定業務委託について債務負担行為するもので、期間は令和5年度、限度額は654万5,000円とするものです。

第3表、地方債については、那須烏山消防署に配備する高規格救急自動車更新に伴い、消防設備整備事業を起債の目的とし、限度額を2,890万円とするものです。

6ページをご覧ください。事項別明細書に沿って説明いたします。

歳入から説明します。

1款分担金及び負担金、1項1目総務費負担金は、事務局の運営経費で、前年度より210万3,000円減額の7,695万1,000円とするものです。

2目衛生費負担金は、609万3,000円増額の12億5,071万1,000円とするものです。

増減の主なものを説明しますと、病院費負担金は、人件費や起債償還金が増加したことなどにより、1,056万7,000円増額の5億9,645万8,000円。し尿処理費負担金は、し尿処理施設に係る一般廃棄物処理施設基本計画策定により、1,363万2,000円増額の1億7,462万6,000円。ごみ処理費負担金は、ごみ処理施設に係る一般廃棄物処理施設基本計画策定、ばいじん運搬ダンプ更新の終了に伴い、1,792万4,000円減額の3億5,211万7,000円となります。

一般廃棄物処理施設整備基金費負担金は、令和4年度で9年目となるもので、前年度同額の9,000万円となります。

3目消防費負担金は、人件費の減、及び組合債借入れにより、1,002万4,000円減額の7億9,908万6,000円とするものです。

1款分担金及び負担金の合計は、603万4,000円減額の21億2,674万8,000円となり、歳入総額の93.3%を占めております。

2款使用料及び手数料、1項1目衛生使用料は、斎場使用料で、前年同額の720万円とするものです。

2項1目衛生手数料は、し尿処理手数料及びごみ処理手数料で、前年度同額の4,449万円とするものです。

2目消防手数料は、危険物施設設置許可手数料で10万5,000円増額の74万7,000円とするものです。



3款国庫支出金、1項1目衛生費国庫補助金は、一般廃棄物処理施設整備基本計画策定、用地測量地質調査に伴う循環型社会形成推進交付金で、1,822万7,000円とするものです。

7ページをご覧ください。

4款県支出金、1項1目衛生費県補助金は、病院群輪番制病院運営事業補助金で、補助単価の引下げに伴い、88万8,000円減額の717万5,000円とするものです。

5款財産収入、1項1目財産貸付収入は、自動販売機及び施設の賃貸料で、前年度同額の27万6,000円とするものです。

2目利子及び配当金は、各種基金の預金利子で、9万6,000円とするものです。

2項1目物品売払い収入、及び6款寄附金は科目存置とするものです。

7款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、前年同額の3,000万円とするものです。

8ページをご覧ください。

8款繰越金は、前年同額の500万円とするものです。

9款諸収入、1項1目過年度収入、及び2目弁償金は科目存置とするものです。

3目雑入は、資源ごみ売払い単価の高騰などで、263万1,000円増額の1,113万7,000円とするものです。

10款組合債、1項1目消防債は、高規格救急自動車更新に伴い起債するもので、2,890万円とするものです。

続いて、歳出についてご説明いたします。9ページをご覧ください。

1款議会費は、議員各位の報酬や事務経費などです。また、本来、隔年実施により令和3年度に実施を予定しておりました議員視察研修ですが、新型コロナウイルスの影響により未実施となったため、令和4年度に改めて計上し、前年同額の146万4,000円とするものです。

2款総務費、1項1目一般管理費は、正副組合長ほかの報酬、事務局職員10名分の人件費のほか事務経費などで、241万4,000円増額の9,794万4,000円とするものです。

11ページをご覧ください。

2目財政管理費は、公会計システムの保守・委託費やリース料、予算書・決算書の印刷費などで、292万4,000円とするものです。

12ページをご覧ください。

2項1目監査委員費は、監査委員2名分の報酬10万円とするものです。

3款衛生費、1項1目保健衛生総務費は、在宅当番医制事業委託料は前年度同額ですが、

那須南病院に対する負担金補助金が増加したため、962万円増額の6億1,323万9,000円とするものです。

2目斎場費は、斎場の管理運営に要する経費として、12万7,000円減額の3,514万1,000円とするものです。

13ページをご覧ください。

2項1目清掃総務費は、保健衛生センター4名分の人件費のほか事務経費などで、職員1名減により390万3,000円減額の3,130万円とするものです。

14ページをご覧ください。

2目し尿処理費は、薬品等消耗品費や運転維持管理業務委託料などの管理運営費であります。定期改修工事費が減となったため、724万7,000円減額の1億2,171万7,000円とするものです。

15ページをご覧ください。

3目ごみ処理費は、職員8名分及び会計年度任用職員9名分の人件費のほか、需用費、委託料、定期改修工事などの管理運営費であります。低濃度PCB廃棄物収集運搬処分委託に関連した高圧トランス改修により、1,144万7,000円増額の3億6,298万6,000円とするものです。

16ページをご覧ください。

4目一般廃棄物処理施設整備費は、職員1名増となる2名分の人件費のほか、一般廃棄物処理施設整備基本計画策定、用地測量地質調査業務委託、一般廃棄物処理施設整備基金積立金などで、4,786万1,000円増額の1億5,841万3,000円とするものです。

なお、用地測量地質調査の業務委託料につきましては、先日開催しました議員全員協議会で説明しましたとおり、地元の協力及び地権者の同意がなければ進まない事業ですので、慎重、丁寧に進めていくこととし、同意がない場合については執行残として、予算の執行はしないこととなりますので、ご理解をお願いします。

続きまして、17ページをご覧ください。

5目敦賀市民間最終処分場対策費は、裁判打合せ、出廷旅費、訴訟事務委託費で120万円とするものです。

18ページをご覧ください。

4款消防費、1項1目消防総務費は、職員95名分の人件費のほか、消防車両などの維持経費、各種手数料負担金などがあります。人件費及び栃木北東地区消防通信指令事務協議会負担金の減で、1,862万1,000円減額の7億6,749万8,000円とするものです。

20ページをご覧ください。

2目消防施設整備費は、那須烏山消防署配備予定の高規格救急自動車の更新などで、3,261万9,000円増額の3,643万2,000円とするものです。

21ページをご覧ください。

5款公債費、1項1目元金は、1件償還終了により、3,476万7,000円減額の4,435万3,000円とするものです。

2目利子は、22万2,000円減額の27万8,000円とするものです。

3目は公債諸費として1,000円を計上するものです。

6款予備費は、前年同額の500万円とするものです。

以上が一般会計の歳入歳出の概要となります。

22ページから29ページについては給与費明細書、30ページは債務負担行為に関する調書、31ページは地方債の現在高に関する調書、32ページは負担金明細書となります。

また、別冊の当初予算の概要は参考資料となりますので、ご覧いただければと思います。

以上で、議案第5号、令和4年度一般会計予算の説明を終わります。

続きまして議案第6号、令和4年度負担金の額及び負担の方法について説明いたします。  
横長の表をご覧ください。

負担金の額につきましては、当初予算に対応するものであります。那須烏山市の負担金は、地方交付税分を含め14億1,832万6,000円となり、前年度比976万7,000円の減額となりました。

那珂川町の負担金は7億842万2,000円となり、前年度比373万3,000円の増額となりました。

負担金の合計は21億2,674万8,000円となり、前年度比603万4,000円の減額となりました。

以上で、議案第5号及び議案第6号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） 続きまして、議案第4号、病院事業会計予算についてご説明申し上げます。予算書1ページをお開きください。

第1条は総則、第2条は業務の予定量を定めるもので、病床数は前年度と同じく150床に、患者数は入院が年間4万8,180人、外来が年間7万5,240人、1日平均患者数は入院が132人、外来が310人を予定しております。

また、主要な建設改良事業は、有形固定資産購入事業として4,358万9,000円、施設整備事業として5,297万6,000円と定めるものであります。

事業の内容につきましては、この後の第4条予算にて説明をいたします。

次に、第3条は収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、病院事業収益、病院事業費用、それぞれ29億9,200万円を計上いたしました。前年度比で4,800万円、1.6%の増となっております。

それでは、予算明細につきまして説明をいたしますので、26ページをお開きください。

1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益は15億3,811万円で、1日当たりの患者数は132人でありまして、内科等84人、眼科4人、療養病床44人による収益を計上いたしました。前年度比5,781万6,000円の増は、診療単価の増によるものであります。なお、病床利用率は、一般病床及び療養病床共に88%を見込んでおります。

2目外来収益は8億6,289万4,000円で、1日当たりの患者数は310人でありまして、内科等298人、人工透析18人による収益を計上いたしました。前年度比2,613万円の増は、診療日数の1日増と、診療単価の増によるものです。

3目その他医業収益は7,931万6,000円で、室料差額収益、人間ドック、及び診断書等作成料、並びに新型コロナウイルスPCR検査収益を計上いたしました。前年度比4,013万3,000円の減は、PCR検査の単価の減、及び実施予定人数の減によるものとなります。

市町等からの依頼によりますPCR検査収益は公衆衛生活動収益に、南那須管内診療所からの依頼によりますPCR検査収益はその他医業収益に分けて計上しております。なお、1人1回当たりの検査料金は、PCR検査のみですと消費税込み1万4,970円から7,150円減額し、7,820円となっております。

4目他会計負担金は1億6,374万6,000円で、国の繰出基準に基づく一般会計からの繰入金で、救急医療の確保に要する経費分になります。

次に、2項医業外収益、1目受取利息配当金は、預金利息となります。

2目他会計負担金、3目他会計補助金は、一般会計からの繰入金でありまして、他会計負担金の減は高額医療に要する経費の保守費用の減、及び企業債償還利息の減によるものです。

また、他会計補助金の増は、医師確保に要する経費の非常勤医師報酬の増等によるものです。

4目補助金はへき地巡回診療事業補助金等、5目患者外給食収益は職員等への食券売払収入、6目長期前受金戻入は償却資産の取得のために交付された補助金に係る減価償却費

分を収益化したもので、現金の伴わない収入となります。7目その他医業外収益は自動販売機、売店等の設置手数料収入のほか那須烏山市病児保育事業の受託料収入等によるものがあります。

次に28ページ、3項特別利益、1目過年度損益修正益は科目存置となります。

続きまして、支出につきましてご説明いたしますので29ページをご覧ください。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は、職員の給与となりまして、前年度比2,213万2,000円増の17億7,816万3,000円を計上いたしました。職員数は前年度に比べ、看護師が1人減、医療技術職員は薬剤師が2人減、事務員は1人増とし、全体では2人減の173人で計上しております。

30ページをお開きください。

2目材料費は診療に必要な薬品、診療材料費等3億9,536万6,000円で、前年度比502万4,000円の増は診療材料費、給食材料費等の増によるものです。

3目経費は病院機能の維持に必要な消耗品、光熱水費、修繕費、委託料の費用で5億5,626万8,000円を計上いたしました。前年度比2,549万9,000円の増は原油価格の高騰による光熱水費及び燃料費の増、放射線関連機器保守費用の計上等によるものがあります。

33ページをお開きください。

4目減価償却費は前年度比158万8,000円増の1億7,018万7,000円を計上いたしました。増の主な要因は令和3年度に空調設備改修工事を実施したことによるものです。

5目資産減耗費は固定資産除却費の減により435万5,000円減の264万2,000円を計上いたしました。

6目研究研修費は994万2,000円で医療研究費に看護師特定行為研修助成金として130万円を計上しております。看護師特定行為研修は国家資格ではありませんが、研修終了後の試験で合格した者は厚生労働省に登録されます。特定行為看護師は高い知識と技術・判断力があると認められ、本来は医師の指示がないと行えない行為を自らの判断で行うことができ、医師の労働負担軽減並びに看護師のキャリアアップ、モチベーションアップにつながるものであります。

次に、7目長期前払消費税償却として810万円。

8目雑支出として100万円を計上いたしました。

2項医業外費用は企業債償還利息、雑損失等で6,683万2,000円を計上いたしました。

なお、5目看護師確保経費は看護師修学資金返金に係る経費ですが、免除者がいませんので、科目存置として1,000円を計上しております。

3項特別損失は過年度損益修正損として前年度と同額の300万円を、4項予備費も前年度と同額の50万円を計上いたしました。

以上が収益的収入及び支出の予算明細の説明となります。

続きまして、資本的収入及び支出について説明をいたしますので、予算書の2ページにお戻りください。

第4条は、予定額を定めるもので、資本的収入を2億3,417万6,000円、資本的支出を3億4,477万2,000円とし、収支不足額、1億1,059万6,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填をするものです。

明細につきまして、説明をいたしますので36ページをお開きください。

まず、収入ですが、1款資本的収入、1項企業債9,010万円は医療機器整備事業及び施設整備事業として自動火災報知設備更新工事の財源に充てるため、2項他会計負担金1億4,407万5,000円は一般会計からの繰入金、3項長期貸付金返還金1,000円は科目存置となっております。

37ページをご覧ください。支出になります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目有形固定資産購入費は4,358万9,000円で、前年度比4,926万1,000円の減は医療機器購入費の減によるものであります。2目施設整備事業費ですが、まず工事請負費に自動火災報知設備更新工事として4,070万円を計上いたしました。消防設備については、推定耐用年数が20年であり期限を超過しておりますので、病院利用者の安全確保の観点から、感知器、発信機等の更新を至急実施いたしたく工事費を計上し、伴い委託料に設計業務委託並びに監理業務委託として合わせて347万6,000円を計上しております。

また、併せまして委託料に屋上防水及び外壁改修工事設計業務委託880万円を計上させていただきます。こちらは、近年、玄関ホールや病室等にて雨漏りが見受けられ、その都度修繕にて対応していたところであります。屋上防水及び外壁改修については、平成19年度に実施し、14年が経過しております。今回は、経年劣化による外装タイルの劣化、損傷、剥がれも見受けられており、また、平成20年4月の建築基準法の改正により、外壁改修から10年経過後、最初の調査時には全面打診による調査が義務づけられましたので、併せて実施することで設計業務の予算を計上し、令和5年度に工事の実施を計画しております。

次に、2項企業債償還金は2億4,256万7,000円で、前年度比3,233万9,00

0円の増となり、令和3年度借入額の増によるものであります。

3項投資は564万円で60万円の増となりました。看護師確保のための修学資金貸付金は6名に対する貸付金であります。

また、新たに予算計上させていただきました薬剤師奨学金返還支援金貸付金についてでございますが、当院の薬剤師はもともと4名体制にて業務を行っていたところですが、令和3年3月末に1名が退職をし、さらに令和3年9月末に1名が退職後、会計年度任用職員に移行し、現在半日勤務のため2.5人体制にて業務を行っております。そのため、病棟での服薬指導業務に支障を来さないよう随時薬剤師の募集を行っているところですが、応募がない状況が続いております。

平成18年度に薬剤師を養成する大学薬学部が4年制から6年制となり、伴い学費負担が増しているようですが家庭収入は伸びておらず、それにより奨学金を借りる学生が増え、伴い、奨学金返済の負担軽減を図るため、初任給の高い民間に流れる傾向が高いようであります。従いまして、薬剤師の人材確保及び定着を図るため、条件により返還免除規程を設け、貸付金として計上させて頂きました。

以上が、資本的収入及び支出の明細説明となります。

続きまして、予算書の2ページにお戻りください。

第5条は、企業債の限度額を医療機器整備事業は3,730万円に、施設整備事業が5,280万円に、第6条は、一時借入金の限度額を2億円に、第7条は、経費の流用ができる場合を、第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を、第9条は、一般会計からの補助金の額を1億8,077万1,000円に、第10条は、棚卸資産の購入限度額を4億1,825万9,000円に、それぞれ定めるものであります。第11条は、重要な資産の取得で、700万円以上の有形固定資産を定めるものです。来年度は、輸血前の検査を行う全自動輸血検査装置の更新を予定しており、事業費は723万7,000円、予算措置は、予算第4条資本的支出の第1項建設改良費に計上しております。

4ページ以降は、予算に関する説明資料でありますので、説明は省略させていただきます。

以上で、令和4年度 病院事業会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

なお、質疑にあたっては会計名及びページ数をお示しください。

質疑はございませんか。

10番、益子議員。

○10番（益子純恵） 1点だけお伺いいたします。

一般会計予算書の17ページ、3款衛生費、12節の委託料になります。前回の議会全員協議会の際にも質問させていただいたんですけれども、改めてここで質問させていただきたいと思います。委託料の中の用地測量地質調査業務委託料、先ほどの局長の説明にもございましたけれども、地元のご協力が得られなければ進めないということで、同意が得られない場合には執行残とするということをおっしゃっておられました。改めて組合長に伺いたいんですけれども、局長の説明のとおり、同意が得られなければ決して執行しないというようにすることでよろしいのかどうか、1点だけお伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） ありがとうございます。おっしゃるとおり、地元の同意を得ない限りは用地測量とかはできませんので、申し訳ありませんが、それが執行できない確率のほうが高いかもしれませんが、うまくいけばそれでさせていただくように準備をさせていただくという形で予算を今回計上させていただいております。

○議長（沼田邦彦） 10番、益子議員。

○10番（益子純恵） 今のご説明でうまくいけば測量までいくかもしれない。ただ、同意が得られなければ進めない。先ほどの請願等にもございましたけれども、現状では地元住民の皆様のご理解を得ることがなかなか難しいのかなと思います。コロナの中で説明会等が実施できていない状況ですので、まずはそこからだとは思いますが、ないとは思いますが、業務を進めていくというよりは、しっかりと地元の説明の責任を果たしていただいて、その上でしっかりとご理解とご同意をいただく、そうでなければ進めないということをお約束していただきましたという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） おっしゃるとおりです。

○10番（益子純恵） 以上です。



○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） まずは一般会計のほうなんですけれども、消防関係なんですけど、16ページ、95名の職員給与となっておりますけれども、消防の定員というのが適正なのかどうか。それと、休職とか様々な条件によって休まざるを得ないという方もいるのかなと思うんですけれども、そういうものをきちんと補うことができるのか、栃木北東地区消防指令センターに派遣されていることもあると思うんですけれども、その辺の人材の登用とか含めて、適正な評価とか、その辺どう考えているのか説明いただきたいなと思います。

20ページの、消防施設整備費で、備品購入の中で、高規格救急自動車等とありますが、これは烏山の署なのか、那珂川署のものか、いつ頃配備されるのかももう一回説明をいただきたいなと思います。

それと、病院関係でございますが、34ページ、6目の研究研修費ということで、医療研究費の中に看護師の研修というのが先ほど説明があったんですが、30万円でどのぐらいの期間、何名派遣するのか。その派遣した者については、これはほかの部署も同じですけれども、いわゆる関係職員間でやっぱり研修の内容をよく確認をすると。研修された方が、いわゆる職場内での研修成果を発表して、さらに役割、機能を果たすというようなことが可能かどうか、その辺の中身について説明をいただきたいなと思います。

37ページ、最後のところでございますが、投資ということで、看護師への修学資金貸付ということで、6名分と聞いたのですが、これで間違いはないのかどうか、これは新たに令和4年度から6名を貸付けて、看護師の研修をするということでいいのかどうか。

それと、下の薬剤師については4名体制でいたんだけど、1名退職し、1名が会計年度任用職員として半日勤務というような説明だったなと思うんですが、それを補うために薬剤師の大学を出た方の奨学金返済のために提供するというような説明だったかなと思うんですが、60万円というのは、これはお1人分なのか、何人分なのか、その辺についてもう一回確認をしたいなと思いました。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 消防長。

○消防長（車和則） ただいまご質問いただきました消防職員の95名の体制についてお

答えします。

消防職員は、消防署に勤めている者が消防職員と言います。消防士は消防吏員と言います。その上で、今現在は消防吏員が94名で、事務吏員が1人で、消防署に勤めているのが95名となります。職員数の適正な配置と申しますか、人数につきましては、国が定めている消防力の整備指針の中から割り出しています。その人数でやりくりをしている数が、うちのほうの消防に当てはめると97名。ですが、職員の採用といったところで、なかなか人数が集まらないというような状態になっています。そういったところからも、今現在の人数でやらなければいけない、休みの問題や、あと、部分休業、産休ですとか、栃木県や消防学校、そういったところに派遣等をしなければいけないという問題、そういったところをやりくりをつけて、現在も運用しております。

今現在ですと、コロナの問題もあって、どうしても濃厚接触者になったときに勤務ができないとなりますので、そういったときには、業務継続計画に基づいて規模を縮小して、対応、勤務をしています。といったところでございます。

そのほかについては、総務課長から。

○議長（沼田邦彦） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） 平塚議員の2点目の質問です。

配属箇所についてご説明します。今回更新の救急車は、平成23年度旧烏山消防署に配属されたもので、それを更新するものです。令和4年度に11年が経過します。現在、距離数は16万キロ走っておりまして、救急活動に伴うアイドリングなども含めると相当エンジンも傷んでいるような状況でございます。

併せて、医療資機材に関しましてもかなり経年していますので、使用に耐えないということで今回計上されています。よって、那須烏山消防署に配属させていただきます。

以上です。

○9番（平塚英教） おおむね、いつ頃配備になるんですか。

○消防本部総務課長（加藤勇） 更新時期については1月から2月を予定しています。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） 議員から3点ほど質問あったと思いますが、認定看護師の研修ですが、現在は対象者の検討中ということでご理解いただきたいと思います。当初のほうの看護師修学資金貸付のほうなんです、まず、看護師さんにつきましては6名分ということで、継続の方が1名、新規を5名募集するということです。続きまして、薬剤師奨学金返還支援金貸付につきましては、今回1名分と考えてございます。

○議長（沼田邦彦） 病院長。

○病院長（宮澤保春） 医療研究費について補足説明させていただきます。

看護師特定行為の研修に関わりましては、医師の代わりに部分的な医療行為等を手順に従って看護師ができるという、言わば資格の取得のようなものでございまして、そういう意味ではほかの研修と違って、伝達講習というのはもろもろそぐわない資格取得というふうと考えていただければと思います。

以上です。

○9番（平塚英教） 了解。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○9番（平塚英教） はい。

○議長（沼田邦彦） 質疑途中ではございますが、ここで休憩を入れます。

暫時休憩いたします。再開を午後2時20分といたします。

【休憩】（午後2時10分）

【再開】（午後2時20分）

○議長（沼田邦彦） 再開いたします。質疑を続けます。

1番、渋井議員。

○1番（渋井由放） 一般会計の14ページになります。

し尿処理費の委託料。し尿処理施設改修工事支援業務委託料というところで、前年度も

こういうものがあつたかなと思うんですけれども、これは前年にやっていたら、どのような会社にどのような内容を支援してもらって幾ら払って、今年度は幾らを予定しているのかというのが1つです。

次は、やはり同じ一般会計の次のページ、16ページですけれども、まず、工事請負費で高圧トランス改修工事というのがあります。

続いて、12、委託料、低濃度PCB廃棄物収集運搬及び処分業務委託料等というのがありますけれども、高圧トランスにPCBが入っていて、それを取替えるかどうか分かりませんが、そういうふうにして、そのPCBを廃棄するというような流れかなという確認と、収集運搬、これはどんどころへ持って行って、幾らぐらいかかるのかなというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） ただいまの渋井議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目につきましては、全国都市清掃会議という組織がありまして、そちらにこういった施設の設計であるとか、監督のほうを委託している委託料になります。

2点目、当施設にありますものについては低濃度のPCBになります。廃棄期限は令和9年3月31日ということで、こちらについて、昨年度までは施設更新の時に見るということで考えておりましたが、稼働時期が延長したことにより、来年度予算計上とさせていただきます。修理と新しいものを設置をすることで予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 1番、渋井議員。

○1番（渋井由放） 全国都市清掃会議というところに幾らの予算でしたかと聞いたと思うんですけれども、今年は何のぐらゐの予算でしょうか。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 大変申し訳ありません。今年度の

支出につきましては、確認の上、ご報告させていただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 1番、渋井議員。

○1番（渋井由放） それで結構ですが、全国都市清掃会議さんというのは、こちらに何回も赴いて確認して、それで業務にあたっているということだと理解するわけですが、どのぐらいこちらに来て確認をしてやっているのか。それは後で結構ですので、分かれば今答えてください。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） ただいまのご質問についてお答えいたします。保健衛生センターにつきまして、ごみ処理施設とし尿処理施設、両方お願いしているわけなんです。まず、工事始まる前、年度当初の打合せ、その後は、年度途中での経過、最終的には検査ということで、それぞれ3回程度こちらのほうに赴きまして、指導を受けている次第であります。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 管理課長。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長兼書記長（深澤昌美） その支援業務の今年度予算でございますけども、83万円プラス消費税です。

以上です。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

2番、中山議員。

○2番（中山五男） まず、通告しておきました質問事項から申し上げます。まず第5号、令和4年度予算会計の中から5点申し上げます。

まず、10ページの中の委託料ですが、総額の委託料が630万1,000円ほど上がっているんですが、新しい事業として、この中にストレスチェック業務委託、それにメンタルヘルス研修業務委託と併せて、この部分として201万円予算計上されているんじゃない

かと思いますが、この内容、どんな業務委託をするのかについてお伺いをいたします。初めての業務ですから、お伺いをします。

次に、20ページの消防費の備品購入ですが、これは先ほどの同僚議員の質問もありました。11年経過したからもう買い換えるんだということなのですが、これを買換える、そうすると、今のやつは下取りに出すというような形になるんじゃないかと思いますが、これは下取りした車の会社というのは、まだこれは修理して使えるんじゃないかと思いますが、これは修理してそういった方法ができないのか。

それと、この広域行政はよその広域と比較しましたら、財政が厳しい状況にあります。そういう中でやはりこういった多額の備品購入の場合は、極力修理できるものは修理、1年でも長く使うという方法を取るべきじゃないかと思いますが、この辺のところは検討されているのかどうかお伺いいたします。

次に、29ページに退職手当の欄がありますね。29ページの中段の表です。定年退職及び応募認定退職に係る退職手当。これは給料の何か月分を退職手当として支払っているかというわけなのですが、これは35年という者も47.709か月ということになっています。これは多分那須烏山市の職員もこれではないかと思うのですが、そこでお伺いしたいのですが、例えば、課長級で退職した場合、この47.7か月を受給とした場合、おおよその退職金というのは幾らぐらいになるのか、これについてお伺いをしたいと思います。

あと、この給与関係で、具体的にそのページには載ってないのですが、款項目ごとに職員給与がありますね。その中からお伺いしたいのですが、組合職員のラスパイレス指数、これは計算してもらいましょうか。

あと、それから、これをお伺いしたいと思うんです。過日の下野新聞の報道によりますと、栃木県内25の市町の中で、那須烏山市のラスパイレス指数は97.9、那珂川町は96.2で、残念ながら最下位でした。そんな状況でしたから、そういう中であって、組合職員の給与水準がどの辺なのかをお伺いしたいと思うので質問をするわけです。

次に、これも具体的にここにはないのですが、ご承知のとおり、宇都宮のごみ焼却施設で火災が発生して、復旧までに半年、ややもすると1年もかかるというような状況で、今、周囲の焼却施設に、お願いしていることが新聞報道されました。今朝の新聞にも、県内各市の状況が報道されて、これほどの件数があるのかと思ってびっくりしたわけなのですが、そこで当然、この衛生センターの防火対策の状況についてお伺いをしたいと思います。

これが一般会計への質問事項です。

次に、病院会計について5点お伺いします。

まず、1点目の3ページに、全自動輸血検査装置、4,358万9,000円の購入なんです、これは現在ある装置を買い換えることになるのでしょうか。それと耐用年数というのほどのぐらいなのか、これらについて1点お伺いします。

次に、15ページを開いてもらえますか。ここに特殊勤務手当支給額とあります。ここに労務員の月額が3万9,571円を支給するとあるわけです。この別の表を見ますと、労務員というのは14人勤務しているようなんですが、ちょっとびっくりするほどの、労務員というのとはどのような仕事をされて、これほどの特殊勤務手当を支払っているのかお伺いをします。

次に33ページ、委託料のうち施設整備検討会議支援業務委託料で117万5,000円あります。これは前年度も同額を計上しておりますが、このことについてお伺いをします。

次、37ページに、工事請負費、火災報知器4,070万円の計上がされております。この内容についてお伺いします。

最後にもう1点ですが、この病院全体の大規模改修についてはどういうふうにご検討されているのでしょうか。昨年は、空調設備をまず整備するというので2億円ほどの予算を計上しました。落札は1億5,700万円ほどで実施しましたから、当然継続して、令和4年度、5年度と、億単位の工事費が計上されるのかと思いましたが、強いて言えば先ほど言った火災報知器の4,000万円ほどなものですから、これをどう考えているのかお伺いします。

以上、まず第1回目の質問です。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小口正一） 今、中山議員よりご質問のあった一般会計予算の3つのほうにお答え申し上げます。

まず最初に委託料でございますけれども、議員おっしゃいますように、令和4年度よりストレスチェック業務委託料、金額とすれば127万8,200円を予定してございます。加えて、メンタルヘルス研修会につきましては73万9,200円を予定してございます。おのこの内容につきましては、ストレスチェックは厚労省よりも既に義務づけられている項目でございます。これは職員、会計年度任用職員、全て含めてストレスチェックを行うものでございます。集団分析と言われるものなんです、そちらのほうの分析をお願いします。また、その結果につきまして、組合長なり、産業医なり、所属長宛てに申し送りというふうなことが、中身を引き継ぐというようなこと、あと、ストレスチェックを行った方々の中で、当然カウンセリングが必要だという方々に対しても、その方のカウンセリングの費用など

を含めて127万8,200円を計上させていただいたものです。

もう1点、メンタルヘルス研修会につきましては、昨今コロナウイルスでなかなか難しいんですけども、今、Zoomとかそういったものを使って、オンラインでの研修なんかもやっているところがございますが、何人か集めて、要は職員全体宛てに、ハラスメントの研修とか、アンガーマネジメントの指導者研修とか、そういった種類の研修会を開催させていただくための費用でございます。それが73万9,200円ということになってございます。

それと、あともう一点、退職手当でございます。課長級の方はというご質問でございますけれども、一応算出的には、まず退職時の給料月額に単純に支給率の47.709か月を掛けるというものに、退職時前の5年間、60か月の間に給料表に在級していた月数に調整額というものを掛けたものをプラスアルファしたものが退職金の算定になります。

ちなみに、例えば課長級ですと6級に属するものですから、先ほど言った調整月額につきましては、4万3,350円に、6級にいた、払い込んだ60か月であれば、60掛ける4万3,050円に退職時の給料月額に47.709月を掛けたものを合わせると、2,000万円ぐらいの退職額だと考えています。

○2番（中山五男） 合わせてで？

○事務局次長兼総務課長（小口正一） 合わせてです。その人によって退職時の給料月額が変わりますので、若干の増減はありますけれども、2,000万円は超えるというふうにご理解いただければと思います。

続きまして、職員のラスパイレス指数でございます。毎年、総務省のほうから給与実態調査というものの提出が求められています。実際、提出のデータの中で、ラスパイレス指数に関しましては、職員一人一人の学歴、給料月額を報告した上で、ラスパイレス指数が出るわけなんですけど、市、町ではない一部事務組合におきましては、ラスパイレス指数の算出に関わる、個人個人の学歴とか給料額を報告する義務がないと。したがってうちのラスパイレス指数は出てないといったほうが正しいと思いますけれども。そういった考えなので新聞報道でも市、町以外の一部組合はラスパイレス指数が出てないということになるかと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 消防本部総務課長。



○消防本部総務課長（加藤勇） 中山議員の2番目の質問です。救急車についてご回答させていただきます。

今回更新する救急車ですけれども、更新車両、旧、現状の車両は廃車せずに非常用車両にスライドしたいと思っております。現非常用車両は16年経過するので廃車の方向で考えております。ほかの自治体を見ますと、救急車の更新は7年から10年が多いと伺っております。命を運ぶ救急車でございますので、搬送中の故障は命取りとなりますので、何卒ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 中山議員からのご質問です。当センターの防火対策ということですが、当センター、ごみ投入扉付近に消火栓が2か所ございます。万が一、火災が発生した場合には、消火栓からの放水で初期対応をすることになります。そして、速やかに消防に連絡することになるかと思っております。

それ以前の問題にはなるんですが、防災の意識を高めるというところから、搬入者の方に発火するおそれのあるものの燃やすごみへの混入、例えば、最近ですとモバイルバッテリー等の出し方を守っていただいて、分別のほうを徹底していただくことが大切かと思っております。市町の協力をいただき啓発をしていきたいと考えております。どうぞご理解ください。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） 私のほうから病院3点ほど回答させていただきます。

全自動輸血検査装置でございますが、こちらは現在あるものの更新でございます。現在あるものにつきましては、平成26年8月に購入しておりまして、既に8年が経過しておりまして、部品製造終了のため、故障時修理ができないという状況でございますので、更新のほうで対応したいと思いますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

次、特殊勤務手当支給中の「労務員」という表現になりますが、労務員というのは看護助手のことを指しております。看護助手に係る手当のほうでございますが、場合によっては、深夜における看護業務に係る手当がございます、勤務時間によりますが、1回当たりの勤務が3,600円から7,200円、もう一つが、看護助手業務に従事する方につきましては、

月当たり4,000円を支給するところでございます。

もう一点、火災報知器の工事でございますが、先ほど説明の場でも申し上げたと思いますが、消防設備につきましては設計耐用年数が20年ほどでありまして、期限を既に超えているものですから、病院利用者の安全の観点から、感知器、発信機等の更新を至急実施いたしたく工事費のほうに計上していますので、ご理解のほうお願いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） 今、ご質問のありました33ページの委託料内の施設整備検討会議支援業務委託料の117万5,000円の件でございますが、こちらは令和元年度に、将来必要となります病院整備について基礎調査を実施し、この報告書が令和元年度に作成されており、その後、組合が開催する会議等への報告書を作成した業者の参加、それから運営の補助、実施する際の支援業務委託料として、令和2年、3年度と、今回の令和4年度と、3年度同額で計上しております。

それから、病院全体の大規模改修の計画についてでございますが、こちらは施設整備検討委員会というものを令和4年度、集中的に開催をしまして、検討結果をお知らせしたいと考えております。

ご理解をお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 2番、中山議員。

○2番（中山五男） 一通りご答弁をいただきました。その中の委託料も、職員のストレスチェックとかメンタルヘルス研修、こういうことを職員にやらなければならないという時代になってしまったのかもしれませんが、これは全く残念に思っています。

それと病院関係で、この大規模改修どうするのかな、という結論が出ていないんじゃないかと思いましたがね。現地に建て替えるのか、場所を変えて建て替えるのか、それとも今のものを全体的に大規模改修するのか、その結論がまだ出てないような気がするんですが、この辺のところは早急に結論を出し、そして、計画的な改修に進むべきじゃないかと思っております。

あと2点ほど質問を申し上げたいと思います。

これは組合長さん、副組合長さんに申し上げたいと思うんです。

まず、3款、衛生費の志鳥地内の衛生センター候補地の用地の地質業務委託料4,709

万1,000円の予算についてであります。この衛生センター候補地をこれから探すために要する予算なら、これは当然私は必要だと思います。しかし、当組合が既に決定した候補地について、地元関係者への説明もいまだ開けない中、候補地の地形や地質などの立入りの調査に必要な予算を今回の予算の中に計上するというのは時期尚早ではないかと私は思っています。

組合長は、地元関係者の同意なくして予算執行しないと言っても、候補地、調査地の予算決定は地元住民に大きな不安を抱かせるのではないかと私は思っています。よって、今後、組合側と住民とが協議する場を穏やかに進めるためにも、衛生センター候補地の調査に関する予算、4,700万円ほどは今回は削除すべきではないかなと思っています。このことはぜひ正副組合長さんに再考をお願いしたいと思っています。

もう一点申し上げます。これは午前中開かれました例の請願書審査の中で、陳述者の発言の中で、滝口さんが言われたことなのですが、衛生センター候補地選定にあたっては選定委員の知識不足が指摘されております。執行部から我々に、この選定について何とか双方間で、質問、答弁にもありましたが、この中で、選定委員は11名で行ったと言いましたね。11名の中で学識経験者が3名、それに那珂川町さん、那須烏山市さん、それぞれ副市長ほか関係職員でもって、合わせて11名で構成したと言われております。7回ほど会議を開いて慎重審議をしたと。その選定方法には間違いがなかったと、慎重にやったんですよと、このように我々には報告がありました。ですから、私らも執行部の答弁といいますか、その話を真に受けていたわけなのですが、しかし、この際申し上げますが、午前中の滝口さんの陳述者からの話を聞きますと、様々な面でこの調査が欠落しているように思われるんです。

そこで、この選定委員の中の学識経験者、をですね選定するのに間違いがなかったんでしょうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） すいません、私の中で間違いはなかったと思っております。今までもいろんなところの選定をさせていただいている先生をお頼みいたしましたので、また地元のことをよく知っている副市長をはじめ副町長も選ばせていただいておりますので、地元のこともよく分かっている方々を選んで選定させていただきました。確かに細かいことや違うことで分からないこともありました。実質、その地元に行って測量しているわけではありませぬので、その辺の抜けている部分はあったのかもしれませんが、今後、協議をさせていただき、また場所が決まっていけば、地質調査で調べたりとか、いろんなことが起こっ

てくると思いますので、その中で出てくるかもしれません。

ただ、今の段階では、地元住民との同意を得なければ調査はできませんので、その辺のところを加味させていただき、協議をさせていただきたいと思っています。その期間を設けるということで、選定を決定するというわけではないので、今、私たちのほうで出てきた決定を皆さんに報告し、それから共有していくという形にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） これで質疑を終わります。

ここで議案第5号及び第6号に対しましては、お手元に配付しましたとおり、渋井由放議員及び平塚英教議員の連名により修正動議が提出されております。提出された2議案については関連がありますので一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1番、渋井議員。

〔 渋井由放議員 登壇 〕

○1番（渋井由放） 1番、渋井由放でございます。

議案第5号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計の予算に対する修正動議と、議案第6号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法に対する修正動議を行いたいと思います。

まず、議案第5号の修正の提案理由を説明させていただきます。

令和4年度当初予算に、一般廃棄物処理施設を整備するための用地測量地質調査業務委託料4,709万1,000円が計上されております。地元説明会が開催されない中での予算計上は時期尚早であり、到底認められません。し尿処理施設整備の基本計画策定予算は、同じく令和4年度当初予算に計上されたばかりで、議員提案の下水道施設でのし尿処理を含め検討すると組合長発言がありましたけれども、施設の将来像は明確になっておりません。この施設はし尿処理水を放流するため、河川の近くに立地しなければなりません、し

尿処理以外の施設であれば雨水放流となるため水路等でも問題がないと思われ、設置場所選定は幅広く考えるところであります。

令和4年度一般会計当初予算の概要の冒頭に、「予算編成にあたって」にも述べられているように、国は、地球温暖化防止、いわゆる「グリーン」と一般的に呼ばれているようでございます。地球温暖化防止に向け重点的な投資を行おうとしている。当組合も国の施策に沿ってそういうことを進めるべきであり、現在の計画は平成30年3月に策定した一般廃棄物処理施設基本構想に基づいて進められておりますけれども、国や世界が進めるSDGsに基づく、ごみの減量化・再利用化を進める整備計画にはなっておりません。

新たな基本構想を構築し、世界の流れに遅れないように進めるべきと考えております。また、人口減少に拍車がかかる中、補助金や交付金があるとは言え、100億円規模の資金を投じ建設してしまえば、数十年にわたり毎年数億円の維持経費もかかって将来の大きな負担となってまいります。議論を尽くし、住民の皆様に理解と協力を得ながら、経費がかからない地球に優しい一般廃棄物処理施設の整備を進めるべきと考えておりますので、どうか皆さんが私の考えにご賛同いただけるようお願いをしたいと思います。

また、第6号議案の修正でございますが、第5号議案の令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算に対する修正動議を提出しましたことによりまして、令和4年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の修正を要するため提出しております。どうか私の意見に賛成いただけるようお願いを申し上げて提案の理由とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 　ただいま修正予算及び負担金の額及び負担の方法に関する動議の提案説明がございました。

これより提出者に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わりにいたします。

これより議案第5号及び第6号に関わるただいまの修正案について討論に入ります。

まず、本修正案に反対者の発言を許します。

5番、大金議員。

○5番(大金清) ただいま令和4年度の一般会計の予算について、るる説明がございました。私はその説明をおおむね理解をいたしましたので、今回、この当初予算に対して私は賛成するものでありますから、今回の動議に対しましては反対の討論といたします。

以上です。

○議長(沼田邦彦) 次に、本修正案に賛成者の発言を許します。

9番、平塚議員。

○9番(平塚英教) ご苦労さまです。この修正案に私も名前を連ねておりますので、賛成討論をしていいかどうか迷ったんですが、大丈夫だよという確認を取りましたので、賛成討論をさせていただきます。

今回の一般会計に一般廃棄物処分場施設を整備するための用地測量並びに地質調査業務委託料4,709万1,000円が入っておりますけども、これは先ほど採択をいただきました衛生センターの建設予定地の見直しを含め再検討を求める請願書に反するものであります。広域行政が進めている一般廃棄物処分場施設は、平成30年3月に策定されました当広域行政の一般廃棄物処理施設整備基本構想に基づくものでございますが、この構想は国が現在進めておりますSDGs、カーボンニュートラルを反映した広域行政のごみの減量化、リサイクル再利用化をどのように進めるのか、この再検討がされておらず、旧来の生ごみもプラスチックもその他のごみも混ぜて焼却して埋めるという方式の延長であります。また、し尿処理施設についてもどうするか方針が定まっておらず、こういう中で志鳥地区に同施設を建設するための用地測量地質調査をする業務委託料は一般会計から削減し修正すべきものであると考えます。

請願者は、広域議会において採択されたごみの減量化、再生利用を図る計画の見直しを広域行政が進めるべきであり、衛生センターの建設も、これを踏まえて候補地選定においては公開による議論を尽くし、候補地選定を改めて進めるべきものであります。このことが明確にならないで4,709万1,000円をただ凍結するからいいでしょうと、これでは許されるものではありません。南那須広域に住んでおられる住民の皆さんのごみ問題をどうするのか、これについて4,709万1,000円にこだわることなく、これを見直して、この広域行政も、市も、町も、分別収集の徹底とかごみの資源化、リサイクル、そして、それを少しでも減らし、どういうふう将来にわたってごみ問題を進めていくかと、こういう道筋を住民に示すべき時期に来ていると考えますと、4,709万1,000円は一般会計から削除すべきであると、この修正案に私は賛成するものであります。

以上です。

○議長（沼田邦彦） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。反対討論がありましたから、起立により採決をいたします。

議案第5号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について、本案に対する渋井議員及び平塚議員の連名により提出されました修正案について採決いたします。本修正案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沼田邦彦） 起立少数と認めます。よって、議案第5号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について、本案に対する修正案は否決されました。

続きまして、議案第6号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の議決についての修正案について採決いたします。本修正案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沼田邦彦） 起立少数と認めます。よって、議案第6号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の議決についての修正案は否決されました。

それでは、原案に戻りまして、令和4年度一般会計予算及び令和4年度負担金の額及び負担の方法、令和4年度病院事業会計予算の3議案について一括討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。

議案第5号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

【休憩】（午後3時04分）

【再開】（午後3時05分）

○議長（沼田邦彦） 再開いたします。

戻りまして、議案第5号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第5号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沼田邦彦） 起立多数と認めます。よって、議案第5号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決については原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第6号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議がありますので、起立によって採決いたします。



議案第6号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沼田邦彦） 起立多数と認めます。よって、議案第6号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第7号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決については原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。再開を午後3時20分といたします。

【休憩】（午後3時08分）

【再開】（午後3時20分）

---

○議長（沼田邦彦） 再開いたします。

#### ◎日程第15 一般質問

○議長（沼田邦彦） 日程第15 一般質問を行います。

一般質問時間は、質問、答弁合わせて60分です。残り5分になりましたらベルを鳴らします。また、60分を超えた場合は制止いたしますのでご了承願います。

それでは通告に基づき、9番、平塚英教議員の発言を許します。9番、平塚英教議員。

[ 平塚英教議員 登壇 ]

○9番（平塚英教） それでは、一般質問に入ります。

先ほどから何度も問題にしております一般廃棄物処理施設建設事業費について、お尋ねをいたします。

南那須地区広域行政事務組合の平成30年3月に策定した一般廃棄物処理施設整備基本構想の概要版によれば、保健衛生センターのごみ処理施設建設概算事業費41億400万円、これは焼却炉でございます。リサイクルセンター建設概算事業費7億円、そして、し尿処理施設建設概算事業費18億1,764万円ということで、この衛生センター全体の総体建設概算事業費は66億2,164万円ということでありました。

ところが、昨年11月26日に広域議会のほうに示されましたごみ処理施設整備基本計画（案）概要版によりますと、エネルギー回収型廃棄物処理施設、これは焼却炉のごみでございますが、こういうふうには書かないと国からの補助金がもらえないそうで、これが66億7,000万円。マテリアルリサイクル推進施設24億4,000万円、これはリサイクルセンターのことですね。この総体建設概算事業費は、合計で91億1,000万円というようなことでありました。

このごみ処理施設整備基本計画（案）には、し尿処理施設建設整備事業費が含まれているのか、私は理解しておりませんが、恐らく、これは別のことになるのかなど。つまり、焼却炉とリサイクルセンターのみで約91億1,000万円、建設費がかかるというものだというふうには私は理解しております。

基本構想策定から5年間というのに、し尿処理施設まで含めた衛生センター全体の事業費が66億2,164万円というのが5年前の計画であったのに、焼却炉とリサイクルセンターだけで91億1,000万円と、このように事業費が高騰すると。あまりにも、この工事費の高騰に驚くばかりであります。どうしてこのような事業費高騰になったのか、説明を求めるものであります。

また、この事業費の中には、この敷地の用地取得のための費用とか、それをいわゆる造成する工事費用とか、また、進入路関係の用地取得、造成事業、橋を架けて進入路を造るわけでございますが、さらにその路面の整備と、このような費用は含まれているのか、説明を求めるものであります。

あわせて、現在稼働している保健衛生センターの解体工事、これがどのぐらいと見込んでいるのか。さらには、この敷地の形質変更を行う場合の土壌汚染対策法に基づく安全対策等についてはどのように検討されているのか、説明を求めるものであります。

2つ目の質問は、那須南病院の大規模改修についてお尋ねをいたします。

那須南病院の大規模改修について基礎調査がなされまして、報告書（概要版）が令和元年

に示されておりまして、かなりの時間が経過するものであります。同大規模改修基礎調査等報告書によれば、那須南病院の大規模改修の整備手法において、1、現病院を増築及び改修する、2、病院の現在の敷地内に建て替える、3、新たな敷地を求めて移転、建て替えをすると、この3案が示されております。これまでの議会等において、本年度、要するに令和3年度中には決定したいというような回答であったかなと思うんですけども、これら、いずれの整備方法において大規模改修を行うことが決まったのか、ご回答をいただきたいと思っております。

以上で、第1回目の質問といたします。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） では、平塚議員の1点目のご質問にお答えいたします。

事業費の高騰に関してですが、基本構想策定時の金額は、議員がおっしゃるとおり、合計で66億2,164万円でありました。基本構想策定時の積算根拠は、基本構想検討委員会で審議をし、ごみ処理施設とリサイクルセンターにつきましては、プラントメーカーからの直接的な見積り金額ではなく、国内における処理能力49トン以下の焼却施設の建設契約金額を処理能力トン数で除して得た単価1億1,400万円を基に積算しております。

現在、策定の途中でありますごみ処理施設整備基本計画では、基本構想時よりも具体的な条件を付しメーカーアンケートを実施した結果、提示のあった額の平均金額を採用しております。なお、働き方改革の浸透による人件費の高騰や、新型コロナ後の落ち込みから世界経済が急速に回復する中で需要の増加に供給が追いつかないことによる材料費の高騰なども影響しております。

参考としてですが、ほかの広域処理施設の仕様や処理能力規模の違いはございますが、平成15年4月に竣工となりました那須地区広域の「広域クリーンセンター大田原」におけるごみ焼却施設及びリサイクル施設の総事業費は87億1,700万円余であり、平成26年4月に竣工となった芳賀広域の「芳賀地区エコステーション」におけるごみ焼却施設に流動床式ガス化溶解炉を導入した熱回収施設、リサイクル施設などの総事業費は81億700万円余であり、令和元年9月に竣工となった塩谷広域の「エコパークしおや」におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設などの総事業費は123億1,000万円余りとなっており、建設の時期、施設の仕様や処理能力、時代の背景などの違いはありますが、ごみ処理施設等の総事業費は、年を経るごとに高価になってきております。

続いて、事業費には用地取得費、造成工事費、進入路整備費などは含まれているのかですが、昨年11月26日開催の議員全員協議会に説明した事業費には、用地取得費、造成工事費、進入路整備費などは含まれておりません。エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設の建設費のみになります。

次に、保健衛生センターの解体事業費及び形質変更を行う場合の安全対策の検討であります。現時点において、事業費につきましては検討しておりませんが、解体作業につきましては、ダイオキシン類の測定、労働安全衛生法や同法に付随する政・省令に規定された事項を踏まえ、廃棄物焼却施設解体作業マニュアルに沿って解体作業を進めていきたいと考えております。形質変更につきましては、県と協議をしながら確認していきたいと考えております。

2点目のご質問であります那須南病院の大規模改修についてお答えいたします。

昨年9月の議会におきまして、これまでの経緯等を踏まえながら、施設整備検討委員会を早急に開催し、全体構想の検討を進めてまいりたいと答弁させていただきました。これらを踏まえ、昨年12月21日に同委員会を開催し、今後の予定を含め協議した結果、令和4年度において集中的に検討協議を行い、令和4年度中に検討結果をお示ししたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） それでは再質問をさせていただきます。

91億1,000万円、これは、し尿処理施設は入っていないということによろしいですよ。平成30年3月の基本構想時のし尿処理施設は18億1,764万円ということでした。これを91億1,000万円に足しますと109億円となります。また、平成30年度の3月に策定した基本構想の焼却炉並びにリサイクルセンター、これの昨年11月26日に示された金額では161.1%になっているんですよ。それで計算しますと、し尿処理施設は29億円ということでした。全体では120億円に建設するだけでありますよ。なおかつ敷地は入っていない、そして造成費もそこには入っていないということになります。さらに進入路については、橋を架けることも含めて4億2,000万円かかる。こういうようなことですので、130億円ぐらいかかるのかなと、今の計画を進めようとするばね。

そこで、まず、し尿処理については、それぞれ市にも町にも下水道施設があるんですよ。そこで処理をすれば、その20数億円を広域で負担しなくて済むよということで、市のほう

で、それを投入するための設備投資はかかりますけども、それに対する国からの支援もありますよということなので、これはいわゆる専門業者に委託をして調査をするということですが、やはりやる気になればすぐにできるんじゃないのかなと私は思います。

さらに、焼却炉、リサイクルセンターについても、前の全協でも申し上げましたが、現在、稼働しているごみ焼却炉では日量55トンの処理能力があるごみ焼却炉が39トンに、この91億円では減ってしまうんです。さらに、リサイクルセンターの20トンの処理能力のあるものが4トンに減ってしまう。人口が減ってごみの量が減って、そして、取り扱うごみの処理能力が減っているのに、建設費は倍かかる。これは市民の理解は絶対得られませんよ。そういう点で、この辺の見直しについてはどのような見通しを持っていますか。このまま突き進むんですか。お答えをお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） ただいま平塚議員から2度目のご質問があった件についてお答えいたします。

現在、ご存じのように、ごみ処理施設整備基本計画を策定中でございます。まだ決定はしていない状況ではありますが、おおむね内容については決まっております。その中で、議員のほうからご意見を様々いただいておりますので、それをもって再度、その基本計画で出た結果と皆様からのご意見の、さらに検討という場はこれから設けることはできるかと思えますので、ご意見いただいたことを議員の方にもご理解いただけるような形でご報告できるような検討をこれから進めていければと考えております。

○議長（沼田邦彦） 9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） その際に、先ほども私、申し上げましたけども、そのごみの、SDGsの時代にごみを、混ぜればごみ、分別して資源化にすれば資源になりますよね。そういうものを踏まえて、これは市とか町のごみ収集の問題にも関わってくるんですけども、そこでごみの分別収集を徹底して、そしてリサイクルに回すということになりますと、燃さなくて済むんですよ。

那珂川町でも既に市街地のほうでは、生ごみを回収して肥料にするような検討がされている、実際にやっていると、そういうようなことをお聞きしました。これをやっぱりそれぞれの構成市町が徹底してやれば、その生ごみを燃すために火力が強くなければ燃えないん

ですよね。そのためにプラスチックとかそういうものを投下して燃さざるを得ないわけでしょう。それを分別して生ごみを投入しなければ、プラスチックも入れなくて、後から渋井さんのほうからも詳しい話があると思うんですが、プラスチック資源循環法ですね。（「今回違うんです」の声あり）今回は違うんですか。そういうものが既にもう国のほうでもそれを進めているわけですよね。

したがって、なるべくその混ぜて燃すという方法をやめて、分別して資源に回すということで、そしてなおかつ、し尿処理は下水道のほうに入れて処理をします。こういう方式であれば大幅に、何というんですか、事業費のコストカットができるのではないのかなと思うんですけど、その辺、組合長はどう考えていますか。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 十分に皆さんから提案をいただいておりますので、今後考えるということ何十回となく私言っているような気がするので、皆さんもそろそろ理解していただけるのかなと思っております。

今までにやらないと言ったことは1度もないと思います。し尿処理のことも検討させていただきますと答えていますし、ごみの分別のこともそういうふうに答えさせていただいておりますので、ご協力と、それと皆さんのアイデアをいただいておりますので、今後ともきちんとした、加味した形で、また、地域住民に今度は施設のことを説明しますので、用地のことも皆さんとともに考えたいと随分答えさせていただいていると思いますので、頑張っていきたいと思っておりますので、エールをいただいたと思って頑張りたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） とにかく志鳥で嫌なものはこの地区でも嫌だよね、そういうものでしょう。だから、これは市民全体でごみの減量化、再資源化、リサイクル化をどうするかということが突きつけられているわけですよ。それを平成30年3月の基本構想に基づいて、幾らかかっても構わないと突き進んでしまったら、先ほどの論議でも100億円もかかるような代物を造って将来に負担を背負わせるということになるわけですから。そのところは今、早急に改革が求められているんじゃないかなと思いますので、ぜひ、そこはそれぞれ今までの延長線で物事を考えないで、やっぱり新たな時代に我々はどういう改革を進めていくかということを進めていきたいなと、進んでもらいたいなというふうに考えま

す。

次の質問、那須南病院の関係でございますが、これについても、令和3年度中に答えを出すということだったんですよ。これが先ほどの答弁では、令和4年度中にまた先延ばしになりました。これでは、やっぱり市民の皆さんの命に関わる大事な事業でございますので、ここは本当に決断を即決で進めてもらいたいと思うんですが。令和4年度のいつの時期までには答えが出るのでしょうか。もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） ご質問がありましたことについてお答えいたします。

昨年の12月21日に施設整備検討委員会が開かれまして、令和4年度中にということに加えて、検討内容について少し話させていただきます。

具体的に申し上げますと、今回その21日にお示したのは、3案の中から、大規模改修決定とそれから事業計画の着手時期の決定、それを令和4年度中の前半部分のところで決めていきたいと思っています。その結果を各議会の報告と合わせて基本構想に係る必要な経費を令和5年度に計上するという話をされております。

あわせて、検討委員会と並行して各所の検討委員の方々に、ちょっと間の空いていた検討委員会が開催されたということもありますので、あらかじめ事前にそういった委員の方への財政的な話とか、そういったものも並行して進めて共有してから検討委員会を開いてというふうにしていこうという話をされました。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） 令和4年度の前半にというんですが、何月頃までにというのは出ませんか。

○議長（沼田邦彦） 病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） 今こちらでは、まず6月と7月ぐらいに検討委員会を2回もしくは3回開きたいと思っております。その検討結果の報告をできれば9月の

議会にお示ししたいと思っております。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） これは住民の皆さんも非常に期待をして、広域の大きな課題でございますので、説明責任を果たしながら我々頑張っていかななくてはならないので、ぜひ、そのスケジュールが絶対遅れることのないようお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 9番、平塚英教議員の質問が終わりました。

次に1番、渋井由放議員の発言を許可します。

1番、渋井由放議員。

〔 渋井由放議員 登壇 〕

○1番（渋井由放） 1番、渋井由放でございます。

改めまして、皆さん、こんにちは。ただいま沼田議長より発言の許しをいただきました。一般質問通告書に基づきまして、質問をさせていただきます。傍聴席には、議場に足を運んでいただきまして、ありがとうございます。

本日の質問は、3点になります。

那須南病院改革プランと令和4年度経営方針について。

平成27年3月31日に総務省から示された新公立病院改革ガイドラインに基づき、那須南病院改革プランを策定しました。これの点検・評価は病院運営委員会で行い、毎年9月頃、ホームページで公表するとなっております。

私は、前久保居議長がお亡くなりになったので、この病院運営委員会に9月に出席をさせていただいて、委員長というのか議長というのかになりまして、こういうのをいろいろ確認していたところ、どうもホームページに載ってないというか、私はそれを見つけることができなかったということでございます。今までの点検・評価を踏まえて、今後の経営方針はどのようになるのか。まず、1点目、伺いたいと思います。

続きまして、衛生センター建設予定地の評価についてでございます。



衛生センター建設予定地と今示されているところでございますが、議員提案の土地を比べて評価をしたところでございます。4,000万円ほど議員提案のほうが安いというようなことを示されたわけでございますけれども、同僚議員によりますと、説明時には口頭での説明で、工事計算書等の資料はなかったということでございます。そのときに同僚議員は、切土と盛土、現場で行うことによる経費の削減の提案を行ったと、このように聞いております。4万立米の盛土というところから、2万切って2万盛るというようなことでございます。それについて、まだ何の評価も説明も得られていないというようなことでございますので、その評価についてはどうだったのか、お伺いをいたします。

続きまして、衛生センターの跡地利用についてということでございます。

私は新衛生センターがどこに完成すればという仮定ですけども、現在の用地は当然のごとく不要になって、前の平塚議員の一般質問にもありましたように、解体するとか、そういうことになるのかなということになります。その跡地は、どのように使ったらいいのであろうかと素朴な疑問が生じまして、多分、今は造ることが最優先ですから、その跡地の利用までは考えることはないと思うんですけども、将来にわたってはこういう問題も出てくるのではないかと思います、質問をさせていただきます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 渋井議員からのご質問にお答えいたします。

まず1点目の、病院改革プランと令和4年度経営方針についてですが、当院が平成29年3月に策定しました新公立病院経営改革プランにつきましては、計画期間を平成29年度から令和2年度までの4か年とし、成果指標として、収支改善、経費削減、収入確保等を掲げましたが、いずれの指標も目標値を下回る結果となっております。

また今後の経営方針でございますが、当院は公立病院であるがゆえ、地域にとって必要な診療科目、救急医療、へき地医療といった政策的医療の確保が求められており、地域住民の医療の確保、福祉の向上、生活の安定を図るという公共性の観点から、採算性を優先するということが困難な場合もあります。

しかしながら、地域医療を継続的に提供していくためには、経営の効率化、健全化は避けては通れない課題でありますので、今後も引き続き、栃木県、自治医科大学、獨協医科大学への医師派遣要請など、医師確保対策を積極的に取り組んでまいるとともに、今回の点検・評価の結果を踏まえまして、経営上の課題を整理・分析の上、収入確保対策及び経費削減、

経費抑制に努めてまいり所存でございます。また、併せまして、常に最新の情報を住民の皆様にお伝えできるよう、ホームページでの公表を行ってまいりますので、ご理解を申し上げます。

続きまして、2点目のご質問であります衛生センター建設予定地の評価についてお答えいたします。

令和3年3月25日開催の議員懇談会におきまして、議員提案の土地を造成する際に残土を購入する必要があるとの説明に対し、造成レベルを下げることにより、土砂不足が解消できるのではとの提案内容に沿った事業費積算結果と評価したかどうかの質問であるとご理解いたします。実際のところ、議員提案に即した事業費積算は行っておりませんが、業者に確認したところ、報告書中の残土を購入して切土・盛土をした際の造成費が最少額であり、仮に造成レベルを下げ工事を行った場合、造成面積の増や切土工・盛土工の造成費が増嵩すると思われまますので、ご理解を賜りたいと思っております。

続きまして、3点目のご質問であります衛生センターの跡地利用についてであります。現在の衛生センターの場所は河川区域外であり建物の建築制限はございませんが、令和元年台風第19号のときに浸水してしまったことや、国土交通省公表の浸水想定区域図で5メートルから10メートル程度の浸水が想定されることから、更地にしておくことが良策であるとの考察をしております。ご理解を賜りたいと存じております。

○議長（沼田邦彦） 1番、渋井議員。

○1番（渋井由放） 丁寧な説明をいただきました。

一つ私もしたいのが、那須南病院にエールを贈るという意味でこの質問を行っているというふうに理解をしていただきたいんです。地域にとっても必要だと、当然、診療科目、救急医療、へき地医療、だから、当然お金がかかるので一般財源から繰入れを要しますよと。これは、平成29年度から令和2年度までの新病院改革プラン、こういうのを掲げ、それをやるときには一般会計繰入金に関する要綱というのをつくっているんですね。こういうことだから一般会計入れていいですよ。そういうふうにきちんと書いてあるんです。じゃあ例規集をしてみるかと例規集をしてみると、こういうのは載っていないです。例規集には載ってないんですよ。

私が思うのは、住民の皆さんに、こういうふうにやっていて皆さんのためになっているんだからお金はやむを得ないんだよねという、アピールとは言いませんけれども、きちんとお示しをいただかないと、結局、病院の改革プランをつくって、その様々な中身もホームペー

ジで毎年9月に公開するというわけですよ。公開するといったって、私が探せないんだから当然ないということだと思いますよ。

何というんですかね、そういう市民に対するPRが足りない。そういうのをたくさん、これだけじゃなくて、これは最低限の話ですよ、やると言ったのがやっていない、例規集にも載っていない、これは怠慢としか言いようがないんですが。そのほかに、もっと自分のところをアピールする方法、何ですか、もちろん「病院だより」みたいなものも出ていますし、そういうところをどういうふうに考えているのか、誰でもいいですけども、お尋ねをしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） ただ今の件でございますが、議員ご指摘のとおり、この改革プランの経過のほうはホームページには現在載っていない状況でございます。今、議員からご提案がありましたとおり、住民へのPRということも必要ですので、今後、載せる方向で、近々載せたいと考えておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 1番、渋井議員。

○1番（渋井由放） 例規集を見ますと、令和3年12月21日に改訂したんですね。ですから、もしかすると病院だけじゃなくて、ほかも抜けているかもしれないということで、ほかも改めてチェックをしていただきたい、こういうふうに思うんです。

あともう一つ、つまらない話になりますけども、経営比較分析表というものが病院にはあるんですよ、ホームページに載っています。このホームページには平成29年度の決算が載っておりまして、平成29年度ってしばらく前の話で、どこかにないのかなと調べると、県には企業会計のページありますので、県のページを見ますと、令和元年度の経営比較分析表が載っています。ということは、うちのほうは一番最初につくったときに載せて、それ以来、県には送るけど自分のところでは公表をしていないということは事実なのではないのかなと思いますけど、この件についてはいかがですか。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） ホームページを確認の上、検討させていただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 1 番、渋井議員。

○1 番（渋井由放） 確認するまでもないと思いますが。私が確認すると、そういうことですね。

それで、今言ったこのことを私が勝手に分析するに、どうも病院の事務方は県や国とか、上を向いて歩こうって歌がありますけども、坂本九じゃないですけど、どうも上を向いているのではないのかな、こういうふうに私は分析するわけですね。やはり、この病院を支えようという住民目線に立ってきちんとやっていることをしっかりPRをして、これがホームページから出した先ほども言った新病院改革プラン、あるんです、これ。なかなか狙いどおりにはいかないんですが、これは令和2年度で改革プランが終わったという中にあっても、自分で病院改革プランをこれに引き継いで、国から言われたからこれで終わりだよというのではなくて、やはり自分たちの中で、じゃああと3年立てようとかあと5年立てようかということで改革プランを示して、それに向かって運営をするということではどうなのかな。私はこのように思うんですけども、いかがですか。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） 病院改革プランにつきましては、現在、次期計画策定につきまして、今後、国のほうからガイドラインが示される予定でございます。そうしますと、新たに公立病院経営改革プランのほか公立病院経営強化プランのほうも令和5年度までに作成するように国のほうから要請がある予定でございます。

○議長（沼田邦彦） 1 番、渋井議員。

○1 番（渋井由放） それは国から言われることで、国に言われたから、国も補助金出したりするのでこういうのをつくりなさいねということは分かるんですよ。じゃなくて、やっぱり独自に改革プランをつくって、国ではなくて自分たちが運営するための改革プランをつくって、住民の皆様にお示しし、これだけ努力して一般会計繰入金に対する要綱というのもしっかり示して進めていく。そういうことがあって初めて住民の皆さんの理解が得られるのではないのかな、私はこういうふうに思うんですけども、組合長、いかがですか。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 皆さんにもうちょっとアピールができるよう、また、ホームページを活用できるよう進めていきたいと思えます。

良いご指摘をしていただき、ありがとうございます。確かにホームページのほうはちょっと抜けていたのかなということが分かりましたので、ご指摘ありがとうございます。

○議長（沼田邦彦） 1番、渋井議員。

○1番（渋井由放） 那珂川町のホームページ、那須烏山市のホームページと、この広域のホームページを比べますと、例えば届出書とか申請書がダウンロードできるようになっているんですが、南那須広域はどうもそれらしきものが見当たらない。私が思うのは、特に病院などは、様式をもらいに行くんだって病院に行かなきゃない、今はね。ダウンロードして書いて持っていけばいいのかなと。そうすれば、病院も今、コロナであまり来ないでくれというようなことを言っているの。

消防なんかもたくさんそういう様式があると思うんです。消防は大丈夫なんです。なぜかと言ったら、高根沢の消防に行ったって受け付けてくれない、独占企業なので。ただ、病院にはやっぱりライバルがたくさんありますから、そういう意味で、お客さんのサービスとか患者さんのサービスとか、そういうものもしっかり考えて進めていただければどうかな、こういうふう思うんですがいかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 病院長。

○病院長（宮澤保春） ご意見ありがとうございます。

那須南病院といたしまして、来年度にホームページをリニューアルする予定で予算を計上させていただいておりますので、大幅にホームページを変えたいと思っております。その中で、渋井議員がおっしゃるような利便性の足りないものについては採用していきたいと思っております。ご意見どうもありがとうございました。

○議長（沼田邦彦） 1番、渋井議員。

○1番（渋井由放） 私はJR烏山線と那須南病院がなくなると烏山は完全になくなって

しまうと思っておりますので、とにかく、ほかのに幾らでも入れるという表現をしたら怒られてしまうんですけども、これだけやっているんだからどんどん入れましょう、どんどんいいものをやりましょうという応援をするつもりでおります。

それで、もう一つ、こういう話がございます。漏れバケツ理論というのがございまして、バケツから水が漏れていくとなくなってしまうわけですけども、地域のお金を地域で滞留させて、できるだけ長い間、お金が地域に回っていくというか、そういうことを延ばすことができるかという話なんです。

そうすると、一般会計から繰り入れているとなれば、入札関係でも、やっぱり、できる限り地元の企業も選定できないのかなと。立派な宇都宮の業者さんが来てやってもらうのもいいんですけども、例えば共同企業体という方法もあるだろうし、そういう方面まで含めて考えていただかないと、一般会計からの繰入れということに対して理解を得るためにもそれが必要ではないかと思うんです。この辺はいかがですか。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） 今、議員がおっしゃられたように、地域にお金を落とすという話でございますが、現在いろいろと病院のほうとしても検討しておりまして、地元でできる仕事については地元でやっていただく形で考えております。例えば病院独自の医療機器を購入するというのは地元ではできないところはあるものですから、それについては透明性を持つために条件付一般競争入札等を考えているところでございますが、来年度、令和5年度に、先ほど当初予算の業務委託で取らせていただきました外壁と屋根の防水工事などにつきましては、可能な限り、例えばJVなどで地元企業にお願いする形で、仕事をまとめてもっていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 1番、渋井議員。

○1番（渋井由放） ご検討をよろしくお願ひしたいと思います。地域にお金を落とすということは、とても重要なことではないのかなと思います。

これは余談になりますけれども、国立社会保障・人口問題研究所というところがございまして、将来の人口の推計をしております。令和42年、令和42年って、新しい年号になっているとは思いますが、大ざっぱにあと40年後、那珂川町が5,506人、那須烏山市が9,680人、合わせると1万5,186人ということになるのかなと思います。

これは令和2年度のものですけれども、那珂川町の人口が1万5,477人ということでございます。そうしますと、あと40年のうちに那須烏山市の人口が蒸発するということになります。これはあくまでも推計ですが、それでもここ5年間を見ると、那須烏山市はびったり、那珂川町は令和2年度人口よりも幾らか上だったんですね。だから、減る角度が早いといえますか、そういうことで、これからこの病院をしっかりと維持していくためには、住民の理解がしっかり得られるように、利便性を高めていただくような経営方針をお願いしたいと思うんですね。これは当たり前のことだと思うんですが、果たして1万5,000人で、40年後、支えていけるか。ただ、そんな先のことは、私は死んでしまっていますけど、今生まれた子供が40歳というところまで、持続可能で、様々なことを考えていかなければいけないのではないのかと思うんです。死んでしまっていると思いますが、組合長、いかがですか。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 確かに100歳は超えますから、私も生きていない可能性のほうが高いのかなと思いますけど、永劫的に続くというのがどのような形になるか分かりませんが、人口は多少減ってきているのは確実に分かっております。そのためにも、維持していけるのか、また、病院をつくるにあたって、住民が安心して住めるような地域に戻していけるのか、それは大きなものだと思います。ここで皆さんと考えて、もう少し減っていく時期を遅らせるようなことができるのか、もしくは、増やすことはなかなか難しいかもしれませんが、少しでも時間をかけて、この市というか広域で皆さんが楽しく安全に過ごせるような設備を整え、そして過ごせるように仕向けていきたいと思いますので、今日は渋井議員に住民の目線に立ってお言葉をいただきましたので、改善していきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（沼田邦彦） 1番、渋井議員。

○1番（渋井由放） 病院の質問ですが、ついでに。ライバルはいないんですが、消防とか、ほかも、この提案を受けてやってくれるように、ついでに組合長、言っていただいて大丈夫ですか。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子）      ダウンロードで使えるものは使えておりますが、先ほど言った診断書というのは先生方が書くようなものだから、ダウンロードではちょっと難しいかなど。申請書はちょっと、すみません、これは病院長に答えてもらいますね。

○議長（沼田邦彦）      病院長。

○病院長（宮澤保春）      診断書はもちろん駄目でございますけれど、申請書に関しましては、実は病院に持ってきていただける申請書はほとんど市町で発行しているものが多いわけですし、その中で、病院で独自に発行といいますか、ダウンロードできるような書類があれば、ホームページのほうで検討していきたいと思います。

○議長（沼田邦彦）      1番、渋井議員。

○1番（渋井由放）      住民に愛されている病院でございます。今後も持続可能に頑張りたいと思いますので、少しでも住民の利便性を高めて、あと、住民に中身を公表して、透明性を高めてやってもらうように、このコロナ禍で大変だと思いますが、頑張りたいとエールを送る意味での一般質問でございますので、次は2番の衛生センターの建設予定地の評価についてに行きたいと思います。

大変、失礼しました。同僚議員は、材料を持ってきて埋める、そして、盛土をするということになると莫大な費用がかかるんだよと。一応これでも南那須町に奉職して、土木関係は長くやっているわけですよ。土木関連に勤めて40年、50年やっているわけですけども、その人は1億円ほど安くなるのではないかという話をしていたんですが、切り盛り土工でもっと高くなってしまうということが、私も幾らか建設屋をやっていたので、とても理解できないんですね。その辺はきちんと今説明しろといっても無理だと思うので、後で説明していただけますか、いかがでしょう。

○議長（沼田邦彦）      施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭）      必要ということであれば、費用がかかることにはなるかと思うんですが、積算等はできるかと思います。



○議長（沼田邦彦） 1 番、渋井議員。

○1 番（渋井由放） コンサルとかそういうところに頼んで積算してくれとまでは言わないですよ。この前も150万円ぐらいかけて評価したわけですけど、その評価のときに、こういうことはどうなるかといったことが、今の答弁では、切り盛り土工をやって、大土工になるのでとても高くなるという話だと聞いたわけですけど、隣にいますから、そんなことあるかよと言われましたけど、だから、そのときに高くなると評価されたわけでしょう。そのときの評価の話は今どうのこうのと言っても始まらないので、後で説明いただければと思うんですね。

議員提案をして何を言わんとしているかという、その場所でこうだあだと議論して、お金をかけて評価をした。途中で、この評価ではなくて、こういう評価の方法があるだろうと提案すれば、やっぱりしっかり受け止めて説明していただくようにすれば、それは私と若干名の考えですが、当然のことではないか。

それで、なぜかという、例えば那須烏山市の議会におきまして、契約して比較すると、片方は4,000万円なんですよ、片方は4,000万円安いんですよとかと言うんですが、私と同僚議員で計算しますと、切り盛り土工でどのぐらい違うかという、1億4,000万円ぐらい違うのではないかというんですよ。400万円でないですよ、1億4,000万円。これは我々の考えですけれども、それは後でお話しします。

提案したことに対してしっかりと答弁をもらわないと、だんだん不信が積もるといふか、そうになってしまうのではないのかなと思うんですね。150万円かけてせつかく比べたのならば、そこにまた議員の提案が出たのならば、やっぱり、最後の最後までしっかり説明する必要があるのではないか。

組合長は、議員の皆様にしつかり説明してと常々言ってくれるんですけども、これはスルーして次に行くのか、古い話だからいいやということなのか、もしかすると間違いがあるかもしれないので、もう1回やってみようと、やってみようといふか、議員に説明してくれるということになるのか、組合長、いかがですか。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 今、熊田センター長からもありましたけれども、説明できるように調査させていただいて、検討させていただくようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 1 番、渋井議員。

○1 番（渋井由放） 検討してくれるということなので、次の衛生センターの跡地利用についてに行きたいと思います。

衛生センターの跡地利用につきましても、前の平塚議員の話にもありましたように、あそこから移れば、一度、解体をすると。解体するのに何億かかるか分かりませんが、まあ、相当かかるのかなと。

あと、土壌汚染対策法に基づく安全対策もやるがということですが、現在、あそこの土の中とか中身、私はよく分からないんですが、昔、あそこには焼却灰なんかを山にして置いておいていたんだということを聞いていますけれども、もしかすると汚染が染み込んでいる可能性もあるかもしれないということで調査をしたとか、まず、そんなことはあるんでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） ただいまの渋井議員のご質問にお答えします。

以前、あそこに焼却灰があったという事実は聞いております。ただ、その地質調査、土の成分の調査をやったという記録は確認しておりませんで、今後、新しい施設なり、現在使用している施設を解体する際には、そういった調査も含め、県の指導を仰ぎながら、適正な処理をしていければと考えております。

○議長（沼田邦彦） 1 番、渋井議員。

○1 番（渋井由放） 私もよく分からないんですが、汚染された土壌をそのまま残すというのは、掘ってどこかに持っていくというのもなかなか難しい話だと思うので、地盤改良的なものをやるのかなと思います。

それについては、何もしなければそれをやる必要がないということですが、那珂川町と那須烏山市が使ったものということになれば、やっぱりこちら辺、もし汚染されているということになれば、使う使わないに関わらず、汚染を流出させないような手はずは取らなければならないのかなと思うんですが、組合長、いかがですか。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 汚染があるかどうかを今まで調べたことがないということなので、今後、検査させていただいて、それで、まずどのようなことなのかを調べてからしか物事は言えないと思います。今までないということなので、きっと普通に、ごみとか、いろいろなことは調べていると思います。水質とかも調べているという報告は受けていますので、土壤のほうはちょっと私も分かりませんでしたので、今後、検査させていただいて、安全かどうかというのを調べるようになると思います。ご提案はありがたいなと思いますので、その計画も入れていきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 1番、渋井議員。

○1番（渋井由放） もし土壤汚染があつて、それを直さなければならないとか、改良しなければならないということになりますと、またここで、えらいお金がかかってしまう。調べておけば、汚染がないから、極端なことを言うと、人にも売れる、または盛土もできるとか、こういうあんばいなのかと思います。もし、汚染されていて、そこに汚染土壤の対策費をかけたと仮定すると、ほかへ移るよりは、やっぱりそこでやったほうがいいかなと勝手に解釈するわけですが、私、この前、国土交通省に行って建物が建つかどうかを確認してまいりましたが、熊田所長さんも、いや、建ちませんという話だったんですが、その辺の確認は行っていただけましたか。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 先週、渋井議員からご指摘がありましたことについて、翌日、那珂川上流事務所へ行って確認しております。

当時、平成27年のときの発言を読ませていただきますと、計画法線は告示されていないので法的拘束力はないが、計画法線地内への施設の建設はご遠慮願いたい。これは指導事項ではなく、お願い事項であるというような記録が残っております。現担当者はこちらの文書を見ていただいたところ、このとおりであるということで、渋井議員にもこのようにご説明させていただいたということで確認を取っております。

○議長（沼田邦彦） 1 番、渋井議員。

○1 番（渋井由放） 建物が建つということで、それが確認できればいいんですけども、あと、この土地は、面積がどのぐらいで、幾らで取得したかというのは分かりますか。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） こちらは総務課から資料をいただいております。

購入金額については221万1,758円となっております。面積につきましては1万6,625.19平方メートルとなっております。

○議長（沼田邦彦） 1 番、渋井議員。

○1 番（渋井由放） 大体、1丁6反ですね、とても大きな面積でございまして、購入金額も安いので、何らかの利用の方法、私が利用方法といたら、ここに衛生センターかなと勝手に思います。まあ、それはかなわないんでしょうけれども、前回、水害が起きたときですけれども、大体、地盤から何メートル、何メートルまで行かないと思うんですけど、1メートル行かなかったかなと思いますが、印とかはつけてございますか。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 当時、対応した者に確認しております。焼却施設にも、ある程度、位置が示されております。し尿処理のほうにある事務所は、玄関入り口の自動扉を入りまして、そこのタイルの部分まで浸水しているということで確認しております。

○議長（沼田邦彦） 1 番、渋井議員。

○1 番（渋井由放） 数字でいうと1メートル以内ということよろしいですか。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 申し訳ございません、数字はちょっと申し上げられないので、現場での位置でしかお教えできませんので、ただ、それは間違いではございませんので、必要であれば、何メートルという数字は後でお示しすることはできると思います。

○議長（沼田邦彦） 1 番、渋井議員。

○1 番（渋井由放） 中山議員と現地へ駆けつけて行ったんですけれども、ああ、やっぱり水没かというので2人で顔を合わせたところなんですけど、多分、1メートルまでは行ってないのかなと私は見ました。当然、5メートルから10メートル水没する地域に国土交通省のものは示されておりますけれども、下境の浸水想定区域も、集団移転ということは、水が来たところの人に移転してもらおうというような考えでやっております。当然、もっと浸水想定区域は広いんですけれども、そういうことを考えれば、あと、那珂川町もそうですし、那須烏山市もそうですし、消防は浸水想定区域が出る前につくったものですから水没、水没というので没というのではあれですかね、浸水というようなことになるのかなと思います。

そういう意味からすれば、2メートル程度盛土すれば使えるような気がしますので、何か利用を考えると、特に今、那珂川町はどうか知りませんが、那須烏山市では、県が許可したという話は聞いていますが、残土がばんばん届くんですね。そうすると、ただで埋まってしまうというか、お金をもらって埋まってしまうかなと思うので、例えば、もしこれがなくなったという場合ですけど、土木事務所とか町の建設課やら市の都市建設課やらと話をし、まずは残土処理場というか、これは公共事業から出る残土ということだと思いますが、大体、土木事務所では年間4万立米ぐらい出るそうです。そうすると、使ったり、持っている、いろいろするわけですけど、ここで指定ということになれば、面積が1万6,625平米ですから、1年で大体2メートル盛土が完了するということにもなるのかなと。お金まではくれないと思いますが、道路もしっかりできていますし、そういう手法も頭に入れていただいて、私は今の衛生センターにつくるのがいいのではないかなという考えですが、ほかにできた場合は、お金をかけないで盛土をする、そして利用できるというような考えをしてみたらいかがかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 渋井議員の貴重なご意見としてお伺いしておきます。ありがとうございます。

○議長（沼田邦彦） 1番、渋井議員。

○1番（渋井由放） 広い面積はなかなかございませんので、知恵を絞って、まず第一は建物が建つというところからスタートしまして有効利用を図れるよう、また、皆さんのアイデアもいただきながらいい方向に行くようお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沼田邦彦） 1番、渋井由放議員の質問が終わりました。

ここで、あらかじめ会議時間の延長を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後4時50分といたします。

【休憩】（午後4時36分）

【再開】（午後4時50分）

○議長（沼田邦彦） 再開いたします。次に7番、川俣義雅議員の発言を許可します。

7番、川俣議員。

〔 川俣義雅議員 登壇 〕

○7番（川俣義雅） 川俣義雅です。質問いたします。

地球温暖化の進行は人類の様々な活動が引き起こしたことは間違いない事実だと、今は世界中の科学者が認めるところです。そして、この温暖化が、近年頻繁に起きる災害の引き金になっており、その原因となっているCO<sub>2</sub>などの排気ガスの排出を止めることが世界的課題になっています。日本も、極めて不十分ながらも、2050年カーボンニュートラルに向けて対策を講じ始めました。昨年改正された地球温暖化対策の推進に関する法律の21条では、市町村は実行計画をつくることとすようになっており、県内においても取組計画が出

されています。新たな衛生センターの建設にあたっては、市民、町民の負担をできるだけ低く抑えることは当然として、温暖化防止に合致したものにすべきであると考えます。

そこで、ごみ焼却に絞って伺います。

1つは焼却炉の大きさについてですが、先頃、下野新聞に、現在の日量55トンと39トンの規模に縮小するとの報道が出ていました。この計画の根拠を伺います。

2つ目に、関連しますが、燃やすごみの種類については現在と同じものを想定しているのか伺います。

まず、お願いします。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 川俣議員の新しい衛生センターで燃やすごみについてお答えいたします。

1点目の質問、焼却炉の大きさ、性能は、現在のものと比べてどのようなものを予定しているかですが、現在の焼却炉は流動床式焼却炉で、炉の規模は、2炉で16時間稼働させ、55トンの焼却処理が可能であります。そこで、現在策定しております一般廃棄物処理施設整備計画では、ストーカ式焼却炉で、炉の規模は、2炉が16時間稼働で、最大で39トンの焼却能力を想定しております。今後、分別区分の変更や人口動態の動向等を加味し、将来におけるごみ排出量を見直すことにより、施設規模を検討していきたいと考えております。

続きまして、2点目の質問、燃やすごみの種類は現在と同じかですが、現時点では同様の種類と考えておりますが、令和4年4月からプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が新たに施行されますので、那須烏山市、那珂川町、南那須広域の間において、プラスチック資源化なども今後検討してまいりたいと考えております。

何度か答弁をさせていただいておりますが、川俣議員からのご提案もありましたこと、また、ほかの議員からも大分提案をいただいておりますので、再度検討させていただくことで、計画を変えて、またいろいろなことを勉強させていただき、新しく造ることにしましては計画を練り直していきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 7番、川俣議員。

○7番（川俣義雅） 細かく、ちょっと伺いたいと思います。令和2年度に出された主要

施策の成果の21ページに、ごみ質分析結果が出されています。そこにあるのは、燃やしたごみの量、1年間で1万306トン余りというふうになっていますが、一番多いのが紙類で、43.2%となっています。実は、私はかなり意識をしまして、紙類のうち、使用済みの封筒や包装紙、箱、チラシ、小冊子、切れ端などを、資源ごみの中の雑紙で出すようにしています。そうすると、燃やすごみとして出す紙類が物すごく減ります。燃やすごみを出す回数も減りました。

さらに、私の知人にその話をする中で、こういうことになっているのかということが分かりました。それは、資源になる雑紙の存在を知らない人がいるということです。書いてはあるんですよ、書いてはあるんですが、それを意識しないで、燃えるごみとして出してしまふと。あるいは、知っていても燃やすごみとして出してしまふ、雑紙として整理するのが大変だから出しちゃう、そういう人がかなりいると、これは私も人に話をして、実感しています。そして、先ほど言いましたように、雑紙としてきちんと出せば、燃やすごみは、紙は本当に減るといふふうに思います。

組合長も、9月ですか、11月だったかな、同じように雑紙をきちんとしているというふうな、資源化しているというふうなお話もありましたけれども、いかがでしょうか、ご自分でやってみて。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） おかげさまで、すごく難しいことではなくて、違う意味で、包装紙などは思いのほかかわいいのがたくさんあることを再確認させていただいたり、こういう資料をとじるときに、包み紙に入っていた紙など、ひもなどを使わせていただいて、自分の気持ちが高揚するように明るい色を選んだりとかさせていただいております。ご提案いただいたことが、とても自分の中でもよかったなと思っています。改めてそういうことを教えていただく前までは、雑紙というのを保管して出すということをあまり考えていませんでしたので、いい案を教えていただいたので、それを広めることが大切だと思って、今、那須烏山市のほうでは、広報に載せていただいたり、いろいろしていますが、浸透しているかなというのは、まだちょっと実感ないので、その辺をもう少しリアルに。

本当でしたら、実はいろんなところを回って、ごみの分別の仕方を指導していこうという話もあったのですが、このコロナ禍でそういうのができませんでしたので、ちょっと解除ができるようになったら、直に言っていくとか、いろんな人の集まる場所でそういう広報活動とかをさせていただくことは、大分皆さんに教えていただきましたので、浸透できるよう



に努めていきたいと思えます。それだけで資源が違ってきますし、炉の大きさとかでも差をつけることができるかもしれませんので、対応したいと思っております。いい案をいただきましてありがとうございます。

○議長（沼田邦彦） 7番、川侯議員。

○7番（川侯義雅） 燃やしたごみの中で2番目に多いのがビニール類なんですね。いわゆるプラスチック類です。これが29.1%でした。那須烏山市も那珂川町も、プラスチック類で回収にしているのはペットボトルだけだと思います。

それで、9月議会のときにも質問で、プラスチックの回収はどうなっているのかと、県内はどうなっているのかということで質問して、調べてみるというご回答でした。調べていただいたでしょうか、どうでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） それでは、ただいまの川侯議員のご質問にお答えさせていただきます。

川侯議員のほうからありましたように、芳賀町のほうでは回収をやっております。それは町で回収というか、拠点が決まっております、拠点回収という方式で実施しているということで確認しております。回収されたプラスチックにつきましては、ウィズウェイストジャパンの下野市にごございます工場にて分別、清掃を行いまして、保管をしていると。保管をして、時期が来ましたら業者のほうへ出しているというようなことで確認を取っております。費用は、年間50トン集めて200万円ほどかかっているというようなことで担当者のほうから話をいただいております。

川侯議員のほうでもおっしゃっているような、新プラの法律が今度施行、4月1日からということで、私のほうでも確認したところ、自治体等に求められているものについては、こちらの再商品化ということですので、まさに芳賀町のほうで取り組んでいるような取組になってくるのかなと思えます。こちらについては、市、町、あとは広域のほうで組織しております環境衛生部会もごございますので、こちらのほうで検討させていただくということで、以前にも答弁させていただいたような経過がございます。4月ということで、近づいておりますので、来年度は実際にどのような形でやっていったらいいとか、取組の方法等を検討、実際にしていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 7番、川俣議員。

○7番（川俣義雅） 今、火災が起きて大変問題になっています宇都宮、宇都宮でも、実はこのプラスチックの回収を行っています。どういうものを回収しているかという、お菓子などの袋がありますね、それから卵のパック、食品トレイ、カップ、発泡スチロール、それからネット、弁当の容器、それから納豆のパックまで、燃やすごみではなく、資源回収をしています。そうすると、プラスチック類、今は、かなりというか、燃やすごみとしてみんな入れていますけども、そのかなりの部分は資源として回収できるんですよ。これは、先ほど芳賀町のことが出ましたけれども、ほかのところでもやっているんですよ。だからそういうことをやはり積極的に、この町でもやっていく必要があるのではないかと思います。

今はいろんなものを燃やすことができ、実は私は、以前は東京に住んでいたんですけど、東京は、こんなに何でもかんでも燃やすという語弊があるけども、そういうふうにはなっていないんですね。物すごく分別は細かくやっています。プラスチックももちろん回収をしています。

それで、今から極力、燃やさないようにすべきものは燃やさないで、資源回収を行うと、そういうように切り替えるべきだと、そういう時期に今来ていると、新しく衛生センターを造り替えるということをチャンスにして、そういうふうに思い切って切り替えるということはいかがでしょうか。特にプラスチックの回収、どうでしょう。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 現在となりましては、来年度のごみ収集のカレンダー等も出来上がっておりまして、令和4年度の回収については周知されつつあるところであると思いますので、早くても令和5年度からの取組になるとは思いますが、4年度にかけて担当者との協議を重ね、できるようにしていきたいかなと考えております。

○議長（沼田邦彦） 7番、川俣議員。

○7番（川俣義雅） 燃やすごみの中で3番目に多いのが布類でした。9.6%です。ど

のくらいになるか分かりませんが、極力衣類として出すようにすれば、燃やすほうに入れる量を減らせると思われます。衣類ということ、汚れはもちろん落として、洗濯をしてもらって出すということになれば、それは再利用ということは十分可能になっていきます。そういうふうには資源のほうに回すことができるのではないかとこのように思います。

次ですけれども、厨芥類、つまり台所から出る生ごみですね。那珂川町では、先ほど平塚議員のほうからも紹介されましたけれども、いわゆる町場では回収をして、それを乾燥させて堆肥化しています。とてもいい堆肥だということで、評判になっています。これは町場では今、那珂川町、行われていませんけれども、これをもっと広げることも可能だということに思います。そして、広域組合ですから、那珂川町でやっていることは那須烏山市でもぜひやってもらいたいというふうに、組合長のほうから提案するということがいかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） ありがとうございます。実はご相談をしたことがあります。新たに市のほうでつくるよりは、那珂川町で受け入れてもらえないのかという相談もしました。ただ、ちょっと今の中では難しいと、あと茂木町にもあるので、どうですかといったら、やはり自分の町の手いっぱいですという話をいただきました。

当市のほうでどうしようかというので、もともとなんですけど、生ごみを乾燥させる機械のほうの補助は出しております。今回は、コンポストというんですか、あれを補助金を出して、使えるところで使っていただくというのをまずはやってみましょうということで、来年度からですかね、予算を、ちょっと補助をつけることにさせていただいています。生ごみというものが資源になるということは、皆さん結構知っているんです。ただ、それを活用するということがなかなか難しく、あとは、農家の方々はもともと、そういうことをやられている方もいらっしゃいますが、普通にお勤めのおうちだったり、あと団地とかアパートの方々はなかなか難しいので、その辺のご協力をどのようにしていくかは今後考えさせていただきたい。一番生ごみでそういう対応ができるということはありがたいことだと思いますので、いい案だとももちろん重々思っていますが、なかなか市でつくるとなると、また新たな場所を認定するので、これだけ衛生センターももめていますので、またその場所をつくるということになると、いろいろな案が出てくると思います。

ですから、ちょっと慎重に、いろんな意味で検討させていただきたいと思います。案としては本当にいいことなので、まずは身近にできることから始めさせていただいています。那

珂川町さんも、茂木町でも同じものがありますので、かなり学習はさせていただけると思いますので、検討の余地はあると思っております。

○議長（沼田邦彦） 7番、川俣議員。

○7番（川俣義雅） コンポストの購入に対しての補助というのは那珂川町でも、今年からかな、やってもらっています。それで、生ごみを農家の人は有効利用している、活用しているというふうに、今、組合長おっしゃいましたけれども、実は違うんです。最近、僕ら、かなり年取っている者はそういうことをしていますよ、私のところもコンポストが5つもあって、いつも入れては堆肥化して畑に入れてというふうに、繰り返しやっているんですけども、今の若い人たちは、なかなかそうやらないようなんです。臭いがあるでしょう、だからもうそういうものは家に置かないで、ごみとして出しちゃうと、草取りをした後、その草もごみ袋に入れて出しちゃう。

もうみんなそれは肥料になるわけですよ。僕らはそれを知っているから、少々体は使うけれども、穴を掘って埋めちゃうとか、そういうふうにして出さないわけですけども、今の若い人は違うんです。だから、収集されている方はよく分かっていると思うんですけども、町場だけじゃなくて、田舎のほう、農家でもそういうふうにごみとして出しちゃう、何でも出しちゃうと、そういうことがやられているというふうに私は思います。だから今度の、さっきちょっとチャンスだと言いましたけれども、市民や町民の方の意識も変えてもらう、そういうチャンスだというふうに思っています。

それから次に、木と竹ですね、切って袋に入れて出しちゃう。もちろん燃えるんですけども、木や竹も、これチップにすれば、自然農業をやっている人たちは、それを畑の土と混ぜて、それで野菜作ったり、米作ったり、やっているんですよ。だからそういうものも、町として、あるいは市として回収して、チップにできる機械がありますから、そういうものでチップにする。あるいは、そのチップにしたものを固めて、また燃やすものにする、そういうこともできると思いますので、とにかくできることをもうどんどんやっていると、そういうことが必要ではないかというふうに思います。そういうふうに燃やすごみを、こうやったら減らせる、ああやったら減らせるということをやっていけば、今、組合として考えている焼却炉の規模、もう39トンなんて、全然要らない。

前もちょっと言いましたけれども、実はごみを燃やすというのは、日本では当たり前のよにやられていますけれども、世界では当たり前じゃないですよ。世界にある焼却炉の9割は日本にあると言われていっています。だから物の考え方が違うんです。何でも燃やしち

やう、それでも見えなくする、なくしちゃう、目の前から消えてもらう、そういう考えでやっているのは、恐らく日本が世界で一番、そういう意識が強いのではないかと思います。それはやっぱり地球の、これからの未来を考えると、やってはいけない行為だというふうに思いますので、やっぱり意識を変える、そういうことで、この組合も進んでいってほしいというふうに思います。

2050年という、あと30年、どこに造るかとかいうことをやっていくと、もう2050年は今度の衛生センターが操業している、稼働している、そういう時期なんです。その2050年には、実質的に二酸化炭素排出ゼロを目指す、目指すというか、もう排出してはいけないよと、そういう施設は使ってはいけないよという、そういう時代になるのではないかと、いうふうに私は思うんです。回収したものは極力リサイクルに回す、今はどんどんプラスチック類なんかはまだ作られていますけども、そういうものも恐らく規制されてくると思います。もう極力作ってはいけないという時代になる、そういうものを先取りして考えていく必要があるんだと思うんです。

鹿児島にある志布志の広域組合では、焼却炉は持たない、もう全て回収して、どうしても残るものだけ、おむつとかそういうもの、どうしても残ってしまうものは圧縮して少量を埋めると、そういうふうにやっているようです。だから私は、やればできると、燃やさなければ、当然のことながら、残った灰を片づけてもらうという必要もないわけですから、そういうふうに積極的に、今の衛生センターを操業している間に、それをもうどんどん実験していく、そして新しいものを、こうやったらこういうものができるんじゃないか、それだったら引き受けてくれるところも出てくるんじゃないか、こんなふうに考えながらやっていきたいと、やっていってほしいと思うんです。

し尿処理のことを考えると、まだまだ研究すべきことはたくさんあると思います。そうやって研究しながら、この新しい衛生センターのことも考えていくということで、どうでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 大変貴重なご意見ありがとうございます。今後の検討に生かしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（沼田邦彦） 7番、川俣議員。

○7番(川俣義雅) 研究してみて、できるところからとにかくもうスタートして、始めるといふことを広く行ってもらいたいなど、先ほど生ごみの処理をほかの町でということも考えたということ組合長から話されましたけれども、やっぱり、お金はかかってもやるべきことはやる、そうやっていくことが焼却炉の大きさをずっと縮めることができるわけですから、結果的には、トータルで考えればお金がかからない、そういう方向に絶対行くと思います。そういうことで、今、なかなか新しいことに進むことをちゅうちょしているということがあると思うんですけども、これはすべきだというふうに、もう腹をくくってやっていきたい、やっていただきたいということを最後に訴えまして、私の質問といたします。ありがとうございました。

○議長(沼田邦彦) 7番、川俣義雅議員の質問が終わりました。

次に10番、益子純恵議員の発言を許します。

10番、益子純恵議員。

[ 益子純恵議員 登壇 ]

○10番(益子純恵) 10番、益子純恵です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に基づき一般質問を行います。

質問事項は1項目のみです。大分時間も迫ってきているような感じなので、簡潔明瞭に質問を行いたいと思います。

それでは、1項目め、3歳児健診における視力検査に対する考えについてを伺います。前置きになりますけれども、3歳児健康診査は母子保健法で定められ、国が各自治体に実施を義務づけておりますが、その目的に、視覚、聴覚、発達等の心身障害、その他の疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとあります。一方で、実施内容は各自治体に任されています。そのため、視覚検査においても全国的にばらつきがあるのが現状です。視覚検査は自覚的な要素が多く、特に小さなお子さんでは上手にできないこともあります。

視覚の発達する時期は幼児期に限られています。子供の視力は、1歳で0.2前後、4歳、5歳で1.0に達すると言われており、ほぼ6歳までに完成すると言われております。満3歳から3歳半頃に異常を発見し、治療を継続することができれば、6歳までにほとんどが0.8以上の視力になり、学校生活で問題ない状態にすることができるそうです。多くの自治体で3歳児健診の視覚検査は、アンケートと家庭での視力チェックという方法が取られてお

り、2次検査で保健師や看護師がチェックをしています。3歳になったばかりの子供に視力検査を親がすることは、すごく難しいです。視力の異常に気づくことが親では大変困難です。3歳児健診で見逃されてしまうと、次に視力を測るのは就学時健診です。6歳になっており、最大限に効果を得られる治療の機会を逃してしまうことになります。

このことから、3歳児健診における視覚検査が、早期発見、早期治療に結びつくためにも重要であることが分かります。国でも、眼鏡をかけても視力が出ない弱視を予防するため、目のピントが合っているかを調べる屈折検査を3歳児健診に導入するよう、全国の市区町村に促す方針が出されました。この屈折検査では、遠視や乱視の程度、斜視の有無を調べ、数秒で弱視のリスクが判定されます。高額である屈折検査機を購入する市区町村への補助制度を創設する考えで、補助経費が2022年度予算に盛り込まれております。

そこで、3点について質問いたします。

1点目、今後、那須烏山市、那珂川町、両市町で3歳児健診を行う際に屈折検査が導入された場合、必要に応じて視能訓練士が健診に関わることができるかを伺います。

2点目、3歳児健診において両市町で屈折検査が導入されると、健診に関わる保健師へのアドバイスが必要になってきます。那須南病院としてはどのように連携を図っていくことができるかをお伺いします。

3点目、3歳児健診での視力検査の結果、精密検査が必要となった場合、その受皿として那須南病院の果たすべき役割についてどのように考えられるかを伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 益子議員からの3歳児健診における視力検査に対する考え方の1点目のご質問であります、那須南病院に勤務する視能訓練士の当該検査への関わりについてお答えいたします。

現在、那須南病院には3名の視能訓練士が在籍しており、市、町で実施を予定している3歳児健診の際の屈折検査に係る業務につきましては、当該健診現場へ視能訓練士を派遣し、令和4年度から健診業務に従事が可能となるよう、現在調整しているところであります。

2点目の質問であります、健診に関わる保健師への相談、アドバイス等の連携についてお答えいたします。眼科領域における専門技術者として、健診現場において直接屈折検査に従事することで、弱視になりそうな遠視や乱視などの屈折の異常があるかを調べることが可能になり、今まで見つけることが難しかったような症例でも早期に発見することが期待で

き、市、町の保健師への相談、アドバイスが実践できるものと考えております。

3点目の質問であります、当該健診の結果、精密検査が必要となった場合、その受皿として那須南病院の果たすべき役割についてお答えいたします。現在、当院において対応が可能な場合には、治療、眼鏡処方などを行い、経過観察を対応しております。また、当院で対応できない場合や、診断が確定できない場合には、さらに高次の専門医療機関へ紹介をするなどの対応をしております。加えて、要精密検査となった子供に対しては、健診後6か月間までには眼科受診状況等の継続的な把握を市、町側で行っていただき、その後、健診医、視能訓練士、眼科医などの関係者が、精密検査結果報告書のデータに基づいた情報を共有することが不可欠であると認識しているところであります。

引き続き、地域が求める医療を実践し、地域の医療水準の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 10番、益子議員。

○10番（益子純恵） いただきたいお答え、今全ていただいたような感じなので、再質問は簡潔にさせていただきたいと思っております。

先ほどの屈折検査機器への補助ですけれども、2分の1の補助がされるという大変有利な補助ですけれども、広域行政のほうで購入すると、この補助は使えないということになるので、各市町で購入したもので検査をするということになってくるかと思っておりますので、その話は今ここではしなくていいのかなと思っておりますけれども、実際に、この屈折検査機器は、医師や視能訓練士さんでなくとも検査をすることが可能だということですのでけれども、那珂川町の3歳児健診に関わる保健師さんの方にお話を聞いてまいりますと、来月には実際にスポットビジョンスクリーナーの研修に参加されるということ伺いました。しかしながら、屈折検査の判定には限度があるようで、軽度の遠視性の弱視、屈折異常は見逃される傾向があるということで、保健師さんもその辺のところを大変危惧しておられました。

令和4年度より派遣が可能になるということですので、実際にこういった検査にあたっていただくことで、大分これまで見逃されていたようなケースが発見されて、早期発見、早期治療につながるのではないかと考えますので、1点目について再質問をさせていただきましたが、検査の結果、異常があるということが分かったときに、視能訓練士さんが入っていただくということなので、この問題も解決されるかなとは思いますが、保健師さんが保護者の方に、異常がありますよということをお伝えすることになることに対して、保健師さん、とても不安を抱いておられました。



と申しますのは、やはり保健師さんは、体のこと、発達のことに関しては、かなりの知識を持って業務にあたられているけれども、視覚に関してはまだまだ知識が足りないんだということをおっしゃっておられました。そうしますと、知識がない中で保護者の皆様にご説明をすると、保護者の方も不安を抱く、やはり自分の子供に問題があるということを保護者が受け入れるということはずごく難しいことで、本当にこの人、知識があって、うちの子供のことを問題があるよって言っているのかしらというところから入ってしまうと、やはりなかなか次の受診につながらないということが出てくると思いますので、こういったところで、実際に検査に入っただけではなくて、結果をお伝えするときに視能訓練士さんに入っただけで、保護者の受容といいますか、それを受け入れて病院に行こうという気持ちにつながると思いますので、そういったところも関わっていただきたいなと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） 今のご質問についてお答えさせていただきます。視能訓練士が今後派遣されて、携わることとなります。屈折検査を行った後、保健師さんにつきましては、当日その場で、要精密検査が必要という判断については、その場にいらっしゃる健診医に確認をして、健診医のほうから、宛名がない医療機関への紹介状を出す、要精密検査の報告書というものを送るということになっております。あわせて、6か月間、こちらで受診をしているかどうかということも市町のほうで把握をしていくということは、市のこども課のほうで確認をしております。そこに加えて、視能訓練士がアドバイスを加えるということも、現場の視能訓練士の確認ができておりますので、今後、健診医と、それと保健師と情報を共有しながら、その精度を高めていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 10番、益子議員。

○10番（益子純恵） もう既にこれからの体制が構築されているようなので、ぜひお願いしたいと思います。

2点目の質問についての再質問に入らせていただきます。先ほどもお話をさせていただきましたけれども、やはり今まで屈折検査に関してはやったことがないという保健師さんがほとんどでいらっしゃいますので、大変な不安を抱えているということなので、スポット

ビジョンスクリーナーの研修には行かれるということではありますけれども、広域的に、視能訓練士さんと保健師さんと研修をする機会を設けていただきたいと考えております。保健師さんもそれを望んでおられましたので、そういったところに関してはどう考えておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） 今ご質問ありました件でございますが、今、視能訓練士3名おまして、3名の視能訓練士ともその辺は話して、機器を用いて行うことについての保健師の不安についても当然情報共有しているところでございます。令和4年度において、那須烏山市と、それから併せて那珂川町の保健師、こちらのほうも、実施の日にと、それから、夏頃から開始をするような話を聞いておりますが、そこが始まる前に、情報共有というか、実施に向けた調整ということではできると思っております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 10番、益子議員。

○10番（益子純恵） ぜひよろしく願いいたします。

3点目の再質問に入らせていただきます。一番この健診でチェックをして大切なことというのは、早期に発見して、医療機関につなげて、早期に受診、治療を開始していくということが一番大切だと思います。日本眼科医会、全国のアナケートでも、未受診率というのが35%前後というようなものを見たことがあります。健診で異常を指摘されても、眼科を受診しなければ、弱視を見逃してしまうことになります。

検診を受診しなかった、精密検査を受診しなかった理由として、保護者が、見え方が問題ないように見えた、それから仕事が忙しかったからといったような報告があるようなんですけども、那珂川町、那須烏山市においては、眼科の数が決して多いと言える地域ではありませんし、そういったところもなかなか受診につながりにくい立地であると思っておりますので、先ほど受皿になっていただけるといようなご答弁いただきましたけれども、ぜひ、那須南病院を受診したらいかがですかということ、特段のご希望がなければ、ぜひ近いところで継続して治療が受けられるように、那須南病院を受診したらいかがですかということをお勧めいただき、そうすることで保護者も安心して精密検査に行くことができると思っておりますので、ぜひそういったところに結びつけていただきたいと思っております。

れども、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） 貴重なご意見ありがとうございます。今のご意見、とても大切だと思っております。先ほど組合長のほうから申し上げましたが、健診後6か月までに市町のほうで眼科の受診状況を継続的に把握するという事は、那須烏山市のこども課の保健師のほうから確認取れております。そこで、今教えていただきました、今後の、那須南病院のほうでの受診への案内というのもぜひ行って、受診を病院のほうでしていただいてというPR、広告をしていければなと思っております。ありがとうございます。

○議長（沼田邦彦） 10番、益子議員。

○10番（益子純恵） ぜひ3歳児健診の屈折検査に併せて、那須南病院を受診してくださいというようなPRのチラシとか、そういったものを異常があった方には持って帰っていただけるような、そういうものがあると、安心して次につながって、継続して治療につながるかなと思います。

本当にいただきたい答えを全ていただきましたので、まとめに入らせていただきますけれども、片方に弱視を有する方が、将来的にもう片方の、見えるほうの目に障害が起きたときに、同じ仕事を続けられる割合が僅か35%であるというような記事を読ませていただきました。高齢になってからも、両目の視力障害に陥る確率が正常者の2倍であるということも併せて書いてありました。このようなことから、3歳児健診の視覚検査を大変重要な機会と捉えていただきまして、チェックをして、精密検査につなげて、継続して治療を受ける、そしてそれを各市町で、ちゃんと治療に通えているかなというところを把握して、もし治療が続けていないようだったら、またそこで受診につなげるような勧奨をしていくというような、広域的な、各市町と広域行政の連携が図れば、子供たち、将来にわたって見えなくて困ることが少しは減ってくるのかなと思いますので、こういったところも積極的に取り組んでいただけたらなと思っております。ぜひそういった体制を構築されることをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（沼田邦彦） 10番、益子純恵議員の質問が終わりました。これで一般質問を終わります。

以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和4年第1回南那須地区広域行政事務組合  
議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

[ 午後5時35分閉会 ]